

(可認省信遞日六月七年五十二治明)

監獄學雜誌

第三卷 第四号

目 録

- 論 說 (一丁)
- 巡回所見雜記(其二) 岳洋生
- 監獄管轄權ノ所在 小河滋次郎
- 講 話 (一四丁)
- 津浦次官ノ演說 (一七丁)
- 蒼海一瀾 (二二丁)
- 北海道の獄制ニ關スル問答 (二三丁)
- 雜 錄 (二八丁)
- 改頁の一着少さば何ぞや 門外漢
- 看守訓練試作 福堂
- 我成を信せず彼焉そ我を信せん 主人
- 監獄醫に就て (二八丁)
- 雜 報 (二八丁)
- 專任警保局長定まる (二八丁)
- 典獄の交迭 (二八丁)
- 監獄の巡視 (二八丁)
- 大日本監獄協會の總集會 (二八丁)
- 看守強盜事件 (二八丁)
- 職々怪事 (二八丁)
- 認拘禁者工錢給與方に就て (二八丁)
- 官吏懲治料給與の發布に就て (二八丁)
- 京都府に於ける教誨師聯合協議會錄事 (二八丁)
- 京都府に於ける教誨師聯合協議會錄事 (二八丁)
- 中央府縣教誨師聯合協議會錄事 (二八丁)
- 兩山生の教誨論を評す (二八丁)
- 通 信 (二八丁)
- 寄 書 (二八丁)
- 特致ノ御旨ニ就テ 浪華生
- 司獄ノ御旨ニ就テ 一法道人
- 監獄堂報 (二八丁)
- 監獄醫に就て 刀圭生
- 政府英斷ヲ促ス 隈美生

警察監獄學會發兌

會 告

年末會計整理ノ都合有之來ル十二月發行(第三卷第十六號)迄ノ雜誌代金八十
二月十日ヲ期シ必御送金被下度此段相願候也

警察 監獄學會

○本誌定價並廣告料

●監獄學雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
●全 署內五名以上購讀ノ向ハ 前金五錢五厘(全 上)

●一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク

●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラ
ヒラル、諸君ニハ本誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜則

●監獄學雜誌ヲ本會ニ向ケ直接注文セラル、其ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)者ハ其衙名官職名ヲ詳記シ雜誌ノ種類及

●號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルベシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以申込ノ向

●等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ニハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ亦

●前金拂込ノ向(ハ濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●本會ニ向ケ接直雜誌代金ヲ送付セラル、其ハ爲換ノ宛名ハ本會會計部トシ東京四谷郵便支局ニ向

●ケ振込アルヘシ

●通運便ニ付セラル、其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以代用セラル、其ハ五厘切手一割増タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

發行所

警察 監獄學會

警察監獄學會出版物廣告

司法次官清浦奎吾君序文

内務省備獄務顧問故フヲシ、ゼー、ハツハ君序文

東京集治監典獄石澤謹吾君序文

靜岡縣書記官文學士久米金彌君序文

宮城集治監典獄八木秀太郎君跋

小河滋次郎君編著

五版 日本監獄法講義

完 五錢全國無送送料本署長各課長及書記君守長及本會々費取纏主任諸君ヨリ申込ノ外ハ前金ヲ要ス又四ヶ月々賦拂込ヲ諾ス

本書ハ本邦監獄則、施行細則及看守以下監獄吏員分掌列ニ據リ逐條泰西監獄學ノ新説及各國ノ監獄法規等ヲ比照參酌シテ條文ノ意義、立法者ノ精神ヲ注疏剖明シタル新著書ナリ著者ハ久シク職ヲ内務省警保局ニ奉ノ多年、監獄ノ實務ニ當リ尙曩ニ監獄官練習所ノ譯官トシテ常ニ内務省ノ獄務顧問タル獨逸監獄學士ニ親炙シ益々斯道ノ所見ヲ修ニ粹勵セラレ故ニ其述作スル所ハ獨リ理論ニ涉ラス亦々實際ニ迂濶ナラス、或ハ歐米諸大家ノ所見ヲ考證ノ立論ノ根據ヲ固メ或ハ本邦内務省ノ指令通牒若クハ當局者ノ意見等ヲ參酌シテ實例及立論法ノ精神ノアル所ヲ闡明シ、苟クモ本邦監獄ニ關ル要項ハ勿論監獄改良ノ今日、直接ニ斯道ニ關係チ有セラレ、諸士又ハ世ノ識者タルモノ、須ラツク一讀スヘキノ長著書ナリト信ス若シ夫レ議論ノ該博痛快ナル、行文ノ流暢明晰ナル、叙次体裁ノ完整秀美ナルカ如キハ一讀ノ上讀者ノ判定セラル、所ニ任カス

前警保局長小松原英太郎君演述

完 (定價金八錢 全國無送送料)

再版 監獄費國庫支辨論

完 (定價金八錢 全國無送送料)

司法次官清浦奎吾君序文

完 (定價金四拾五錢)

再版 獨逸監獄管理法

完 (定價金四拾五錢)

宇川盛三郎君序文

静岡縣知事小松原英太郎君序文
 内務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
 静岡縣書記官文學士久米金彌君序文
 内務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

○看守獄務提要○ 完

○豫約法

○製本 本文上等日本紙
 表紙クローズ金字入

○定價 一部金五拾錢

○一府縣内看守押丁 一部金貳拾四錢

○諸君全員購讀 本會支辨

○運送費 上記ノ割引ハ官署、典獄、書記、看守長本會會
 費取纏主任ノ諸君ヨリ一纏メ申込ミノ分ニ限ル
 ヘシ

○送金

全員購讀ノ向ハ着本其月ヨリ向四
 ケ月(一ケ月金六錢ノ制)拂込ヲ諾
 ス。送金ノ節ハ郵便又ハ銀行爲換
 トシテ本部宛送付セラレタシ。通
 運便ヲ以送金セラレハ其持込
 賃チ加ヘラレタシ。宮城縣管内豫
 約員ニ限リ仙臺市大町書林木村文
 助ヘ向ケ送金セラレタシ
 申込ノ順序ヲ以テ郵便、瀛車、瀛船
 便ノ内册數及土地ノ便否ヲ圖リ極
 メテ速達ヲ期スヘシ

○發送

静岡縣知事小松原英太郎君題字
 宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
 宮城集治監書記山崎徳義君序文
 宮城集治監教誨師藤吉習教君著

○監内揭示條目辯解 完

(定價金拾五錢)
 (部數ニ依割引アリ)

監獄學雜誌第三卷第拾四號

論說

●巡回所見雜記第二

岳 洋 生

檢束ハ監獄事務中の骨子たり、檢束の紀律確立するにあらされハ以て他の事務の振張を期すべきに非ず殊に我國の如く構造位置、共に極めて不完全にして而かも多くの定率を超過したる大多數の囚員を集禁する所の雜居監獄を統治するものに在つてハ彼の鉄と石とのみを以て組み上げたる牢實堅固の分房監獄を支配するものに異り最も重きを檢束事項に置くの注意なくんばあるへからず、構造不完全なるの間ハ少くも人を以て牆壁となし門戸となすの覺悟あるを要す人の善く之を用ふるに由つて始めて其用をなす若し之を用ふること其宜しきを得されハ百千の衆ありと雖とも終には是れ烏合の羸卒のみ額敗腐朽したる所の牆壁門戸程の用をも爲すこと能はざるなり朽敗せる門牆ハ一工匠の力を以て能く之を修補するを得へきも能く人衆を統括して之れハ靈妙の用を全からしむるハ則ち敏明豁達の人材を得るに非されハ輒ち難し、苟くも司獄の官吏たるへき者ハ書記看守長ハ言ふに及ばず押丁授業手に至るまで渾へて身を以て監獄の牆壁たり門戸たるへき覺悟を有せしめざるへからざること勿論なりと雖とも然かも其職務の直接に戒護事務に關する所

の者ハ殊に最も此覺悟を以て鞠躬努力せしむる所なくんハある可からず、戒護吏員即ち多數の看守押丁をハ直接に指揮監督する所の者は看守長にして更らに警守課長之を統督す、若し夫れ指揮監督にして其宜しきに適ひ能く衆僚を歸服して其精能を盡さしむるを得るときハ多數戒護吏員の其用をなすや當たに「セメント」を以て緊着に塗り固めたる煉瓦の高壁のみにあらず又能く典獄の手足となり助手となつて行刑百般の緊要事項を翼成せしむるを得べきなり、看守長、殊に警守課長たるべき者の人物ハ最も精撰を要すべきと論を俟たざれども一には亦典獄に於て其躬、恰かも常に看守長たり警守課長たるべき心得を以て自ら居り時として或は直接に看守押丁を指揮監督する等、平素最も戒護紀律の勵行を督するの注意あること、必要なりと信す、蓋し監獄の長官たる典獄其人の眼より之を見れば作業あり會計あり用度あり或ハ庶務と云ひ或ハ教誨と云ひ或ハ衛生と云ひ其管掌する所の領域甚だ廣く各課分掌の事項亦た一として緊急、措くハからざるものに非ざるハなしされば之を綜括統理すべき長官の位置としてハ獨り重きを戒護事務の上のみに置くこと能ハざるべしと謂ふものありと雖とも予ハ固とより彼れに軽くして此れのみにかかれと云ふに非ず彼れに厚きと同時に此れに對してハ一層大に厚かれと謂はんと欲するのみ、庶務、作業、用度、會計等の事、困難ハ即ち困難なりと雖とも各課、二三適格の人物を得れハ之を整理すること必ずしも至難の業に非ず從て監督も亦た秩然として定規の追ふべきものあるを以て左まで繁難なるを感ぜず、之れに反し戒護の事たる數百の衆僚を相手に其面の異なるか如く思想を異にし智能を同ふせざる所の者を統制して一團となし恰かも同一の思想同一の智能（而かも典獄其人の思想智能と同一なる）を有する所の同一人物の如くなら

しめ常に嚴正なる紀律敏活なる號令の下に之を操縦し且つ之れをして社會の公敵たる幾多、惡漢無頼の徒に行刑的直接に對抗せしむることなるか故に之れに上官たるべき者ハ機に投し變に應じて刻々適切なる指揮を以て之れに令し其命令の切實に執行せられあるや否やハ最も穎敏なる眼を以て時々之を監督せざるを得ず、活物を以て活物を待つ、變化固とより極りなかるへしと雖とも其内自ら亦た整然、動かすハからざる遇囚紀律の一貫するものなくんハあるハからず、是れ甚だ難事なり、加之凡そ物、上層より下層に轉々流移する間に於て動もすれハ輒ち變形を來たし易きことなるか故に或は時として圓体なりし典獄の命令ハ警守課長を経て一片を損じ看守長を経て四片を失ひ看守押丁を経て囚人の手に移るの時は圓体全く變して方形となり三角形となるやも亦た知るハからず然るに若し幾層を経過するも圓体ハ圓体として些どの變化なく其本形を保有せしめんとならば當だに最初之を轉移する時に於て最も注意せざるハからざるのみならず尙ほ又次層より次層に轉々する間の狀況をも監督し或ハ場合に依り直接に最下層に轉付するの注意あるを要す之を概するに戒護事務の複雑繁難にして且つ動もすれハ旨義貫一を欠くの恐れあることハ他の普通經理事務と大に其趣を異にするものありと謂ふへし想ふに典獄ハ殊に厚く此事務に苦心焦慮する所あるの結果は始めて能く漸くにして他の經理事務と大に劣るなきの成績を見るを得へし若し他の事務と同等の注意を以て之れに従事するか如きことありとせば決して戒護紀律の振張を期すべからず況んや反つて之れに薄くして他に厚しと云ふが如きことあるに於てをや典獄ハ純然たる行政事務官なりと云ふか如き妄想を懷き一室、奥深き處に坐席を構へ終日「シガレット」を煙らかしつゝ緑机に憑り簿書を檢校して以て能事

了すとなすが如き實況にて（是れ固とより極端を想像したる一の假例のみ）如何んぞ能く彼の衆像を歸服して己れの手足を運用するが如くに自由に且つ敏活に之を操縦し旨義一貫、以て能く遇囚犯律の振張を期待し得へけんや彼の戒護官吏の如何に繁勞なる勤務に従事しつゝあるかを見よ且たに星を戴て出つるも夕べに月を踏んで歸る能はず終宵、苦勤したる上に於て翌日も尙ほ留直するものあり（但し此勤務法の可否は姑らく措き且つ入ての嚴格なる服務紀律の下に執掌し出で、十分、寢食を安んずるの餘暇を得ず殆んど二六時中、間斷なく職務の爲めに其身を役する者と謂ふも可なり、予輩局外に在る者と雖ども實に其職務に盡すことの誠忠なるに感奮せずんばあらず況んや當局者に於てをや是れ皆な汝に忠實なる僚友にして汝を敬愛する所の同胞なるに非ずや當局者、若し自ら看守長たり警守課長たる覺悟を以て此僚友を待ち或は雪の朝、雨の夕、時を撰ばずして屢々親しく彼の苦勤の狀況を視察する所あらば豈に旁だに其指揮監督の上に益する所あるのみと謂はんや予が常に典獄服制論を主唱する所以も亦た是等の持論を實行するに便せしめんと欲すればなり是れ亦た予が巡回所感中の一に属するを以て此に之を併論す

看守押丁の勤務の煩勞の甚たしきこと凡そ國家の官吏としての勤務中に於て殆んど他に比較を得へきものあらざるなり世間或は之を以て巡查等の勤務に擬せんとするものあり雖ども其複雑困難にして心身を勞役することの劇甚なる彼の普通警察事務等の單純にして多少、身体を勞働することの強さも割合に精神を費やすことの少なきもの、比にあらざるなりされば監獄戒護吏員として任用する所の者ハ殊に最も其人物を精選し、啻だに強壯なる体格を具ふる者たるのみならず尙ほ又活潑なる精神、鋭敏なる理解力に富めり

との條件を充備したる者を必要とすへし、其れをして威嚴ある監獄官吏として適實に錯綜繁難なる遇囚犯律を執行せしむると否とは一に監獄總理者の訓練陶冶の如何に在つて存す實見する所に據て之を言へハ戒護吏員の人物は各地一般（殊に大坂の如き）に前二三年に比すれば著るしく改良したるもの、如く其年齢と言ひ体格と言ひ或ハ其舉動と言ひ姿勢と云ひ大に勇壯活潑且つ整美の觀あるを見る（現に或地方に於てハ軍人社會の如きすら大に看守の風姿を欽仰しつゝありと云ふ）是れ全く此二三年の間に於て當局者が看守の撰拔訓練に苦心せられたるの結果なりと信す。嚴重なる看守採用規則ハ各地、大概ね皆な實行せられつゝありと雖ども試験の難易、人物の適否を決するハ一に當局者方寸の内にあるを以て情實の血路ハ尙ほ今日に於ても全く閉塞したりと謂ふへからず、故に當局者に於て大に人物の精選に注意する所なくんハ折角の採用規則も終に其効果なきに了せんのみ、然るに今や前述ふるか如く當局者に於て厚く此點に留意せらるゝの故を以て啻だに新進者に遺能なきのみならず、情實を打破して殆んど全く考朽の先任者を汰し盡くすことを得られたるは予の偏へに感嘆して措かざる所なりとす。若し強て尙ほ缺闕の點、何れにありと謂ハ予ハ今日の看守ハ僅かに形、成つて心、未だ入らざるものなりと概評し去らざるを得ず（然し形、成るの今日あるを致せるは少くも大なる進歩と謂ふべきなり）試みに彼の戒護吏員の勤務の方法を見よ今日、尙ほ未だ晝夜分勤法をすら實行せざるものあるに非ずや、彼の配置の方法を見よ限りある少數の吏員を冗費するの個所甚た多く然かも冗費すること愈よ多くして戒護力ハ即ち益々薄弱に傾くものあるに非ずや、彼の工場等に勤務しつゝある戒護吏員の視線の届る所を見よ往々にして最多數の囚徒は其視線到達の

區域外に漏れつゝあるに非ずや彼の戒護吏員が囚徒に直接して如何なる舉止を保ち如何なる言語を發するかを一見せよ其舉止の果して以て有徳の摸型として無智蒙昧なる殘忍兇暴なる惡漢無頼の徒を心服し畏服し徳化し懾育せしむるに足るの價直あるべきか、唯だ畏懼を是れ事とし忽ち眈を裂き肩を怒らし忽ち聲を屬まし足を張つて彼れに接し叱咤罵詈の下に彼れ幾多異種類の囚徒を盡く制服し了せんとするか如き者あらざるか、彼の上官に對して爲す所の報告を一聞せよ往々語聲斷續して調を爲さず或て叱するか如く或は訴ふるか如く或は事を謀るか如く或は憐みを乞ふか如く獨り嚴肅簡明の體を得ざるのみならず傍觀者をして其不体裁を見るに忍びざるの感を起さしむるものあるに非ずや、其着くる所の服、其穿つ所の踏、予も尙は未だ一般に訓練を欠くの觀あるもの、如し、而して右列記するが如き所の欠點を歸する所當局者が戒護吏員を訓練養成する注意の尙は甚だ厚からざるにありと信ず。養成直接の局に當るべき者の固より看守長其人の任務なるへしと雖ども然かも此緊要且つ困難なる事項を看守長のみに一任するの抑も不信心切の至りなりと謂へざるを得ず宜しく長官たる典獄の如きも亦た自ら教習の勞を分ち其手足となつて立ち働く所の吏員をして親しく其頭腦の旨義精神を直接に請受し得せしむるの工夫あるべきなり、予輩往々當局者の藉言する所を聞くに動もすれハ輒ち戒護吏員を教習せんと欲するも人少の爲め勤務殊に劇甚にして十分教習を施すの餘暇を得せしむること能はざるを唱ふ、勤務の劇甚なるハ予も亦た實に之を知る、然れども予ハ當局者に對して勤務の方法に依りてハ大に其劇甚の度を緩和せしめ得べきことの考案を望まざるを得ず、作業の種類、工場其他の建物の位置構造、門戸出入の取締、囚徒の分類、吏員配置の方法等に由て大に吏員を減し其減したる吏員をして縛々勤務の餘暇を得せしむべきことの反省を請はざるを得ず是れ獨り教習を授くるの便を計る上より言ふにあらざる否な教習の爲めに餘暇を與ふるが如きハ抑も末事にして實に彼の劇甚なる繁勞に酬ひ其れをして常に新説活潑なる心身を復活養成し戒護紀律勵行の層嚴を期するの必要より之を言ふ之を是れ講せずして漫に餘暇を得せしむること能はずと唱ふるハ賢明なる當局者の爲めに予の甚だ取らざる所なり且つ夫れ餘暇と教習とハ決して互ひに相關係すべきものに非ず教習も亦た是れ一の職務なり少くも職務上、一の緊要なる事項なり、之を施す爲めに如何なる操合せもなさずんハあるハからず且つ又當局者の内に間々、教習訓練とハ一の懸け離れたる獨立の仕事かの如くに思惟する者ありと雖ども是ハ大なる誤解にして勤務交代の時に於て施す所の訓示も亦た一の教習なり、時々休憩中なる吏員を集めて説述する所あるも亦た一の教習なり、折に觸れ事に當り個人を召喚して戒論する所あるも亦た一の教習なり、老練なる上級看守と同一の工場其他の場所に配置するも亦た一の教習なり、彼れの質問に應じて諄々解説する所あるも亦た一の教習あり、勤務上に於けるに凡へての場合、何れの時か教習訓練を施すの機會にあらざらん、新任者に對する最初數閱月の間ハ兎も角も、其他にあつてハ必ずしも特に時間を設け教科書を授け學校的方法に教習を施すことを要せざるなり、要するに心、此に在れハ教習の時間と所とを撰ハす凡へての場合に於て之を施し得らるへく又之を施さざるハからずどの一言を呈して當局者の猛省を請はんと欲す

(以下次號)

●監獄ハ内務省ニ屬スヘキヤ將タ司法省ニ屬スヘヤノ問題ニ就テ

小河滋次郎述

監獄ハ内務省ノ管理ニ屬スヘキモノナリヤ將タ司法省ノ所轄ニ屬スヘキモノナリヤノ問題ニ就テハ十數年前即チ監獄改良着手ノ際ニ當リ問々學者政治家等ノ間ニ區々ノ議論アルヲ見ル所ナリシカ今日ニ於テハ此ノ問題ノ如キハ左マテ重要ナルモノニアラストシテ亦一人ノ之ヲ願ルモノナキカ如シ尤モ彼ノ一部ハ内務省ニ屬シ一部ハ司法省ニ屬スト謂フカ如キ不都合ナル組織ノ行ハレツ、アル獨逸等ノ國ニアツテハ監獄改良上、管理權ノ統一ヲ期スルノ必要ヨリ或ハ時トシテ兩派各々其ノ所見ヲ固執シテ相論争スルモノアルヲ見ル蓋シ要ハ唯タ管理權ノ統一ヲ期スルノ一點ニアリテ其所在ノ内務省ナルト司法省ナルトハ實際、強テ關係ナキモノ、如シ縱シ多少便否ノ關係之レアルニモセヨ現ニ統一的内務省ニ屬シツ、アルモノヲ司法省ニ移シ又ハ司法省ニ屬シツツアルモノヲ内務省ニ移スマテニ強テ制度ノ變更ヲ爲スヘキ程ノ必要ナキコトハ有識者ノ確認シテ疑ハサル所ナリ然リト雖若シ此ニ絶對的ニ監獄ハ内務省ニ屬スヘキヤ將タ司法省ニ屬スヘキヤノ問題ヲ提出シテ其ノ答辨ヲ求ムルニ於テハ監獄ハ理論上及實際上内務省ノ最上監督權ノ下ニ屬セシムルヲ以テ當然且便利ナリト答テラルニ躊躇セサルナリ予曾テ言ヘルコトアリ曰ク監獄改良ノ今日ニ於テ改良前世紀ノ紀念物トシテ保存セラル、モノハ彼ノ司法監督權ノ下ニ監獄ヲ管理スルノ制度即チ是レナリト實ニ彼ノ司法省所轄ノ制度ハ前世紀ノ遺物ナリ改良ニ適セサルノ制度ナリ早晚、改正ノ必要ヲ見ルニ至ルヘキ不完全ノ組織ナリト斷言セサルヲ得ス

刑法及監獄沿革ノ史乘ヲ閱ミスル者ハ必ラス知ラン任古ニアツテハ刑獄ト聽訟トハ殆ント同一ノ意義ヲ有シ罪囚ヲ拘禁スルノ場所ハ一ニ廳訟斷獄司即チ司法官ノ管掌ニ屬セシメタルコト各國皆其軌ヲ同フセサルハナキチ蓋在昔制度簡樸ノ世ニアツテハ聽訟等ノ事亦タ今日ノ繁密ノ如クナラス囚徒ノ如キモ少數ニシテ其ノ少數ノ囚徒ハ都ヘテ未決審判中ノモノニ係リ罪決スレハ即チ笞杖、入墨、放逐、徒流、贖、死刑等生命身体及財産ニ對スル簡單ナル刑ヲ執行シテ之ヲ獄外ニ放遣スルニ過キサリシカ故ニ監獄ヲ以テ之ヲ司法官管轄ノ下ニ屬セシムルモ左マテ不都合アラサリシノミナラス實際ニ於テハ反ツテ便益ヲ感スル所ノ制度ダリシナリ然ルニ時勢ノ變遷ハ漸ク法制組織ノ複雑ナルヲ致シ法網密ナルニ從ツテ罪囚モ亦次第ニ其ノ數ヲ加ヘ殊ニ一タヒ刑法ニ於テ自由刑ナル新刑ヲ創定シ大ニ其ノ施行ノ領域ヲ擴充シタルヨリ以來、治獄ノ事今日ニ於テハ復タ昔日ノ簡略單純ナルカ如キ能ハス、單ニ罪囚ノ身体ヲ監禁スルニ過キサリシ所ノ場所モ今ハ監禁ノ外尙多數ノ囚徒ニ對シテ長期間、自由剝奪ノ刑ヲ執行セサルヘカラサルニ至リ、曾テ腦力ヲ費サスシテ管掌スルコトヲ得シ所ノモノモ今日ニ在テハ行刑専門ノ知識ヲ具備シタル者ニアラサレハ即チ能ク之ヲ操縱スル能ハス且發達シタル近世國法學ノ定論ニ據リ行政事務ト司法事務トハ成ルヘク之ヲ劃別スルノ必要ヲ認メタルヲ以テ彼ノ純然タル行政事務(Verwaltungsgact)ニ屬スヘキ監獄事務ヲハ行政官廳即チ内務省所轄ノ下ニ歸セシムベキハ實際ニ便ニ且道理ニ適スルコト分明ナルニ至レリ歐洲諸國中、白耳義、和蘭、瑞典、奧斯土利等諸國ニ於テ尙司法省所轄ノ舊制度ヲ襲用シテ改正セサル所以ノモノハ一ハ白耳義、和蘭、瑞典ノ如キ其ノ國域ノ小ナルカ爲メニ左マテ改正ノ必要ヲ感セサルト一ハ(奧斯土利ノ

如キ）獄務改良ニ對シテ割合ニ熱心ナラサルカ爲メニ原由シ且前段ニモ述ヘタルカ如ク今日トナリテハ既ニ獄務諸般ノ事稍々完全ノ域ニ達シタルヲ以テ差向改メテ内務省ニ轉屬セシムルノ必要モアラサルカ故ニ所轄ノ何レニ屬スルトハ復タ深ク顧ミル所アラサルニ由ルモノ、如シ我國ニ於テハ曾ツテ監獄ヲ以テ刑部省（大寶律）檢非違使（天長時代以降）六波羅ノ廳（貞永式目）代官町奉行（徳川時代）刑部省（明治三年）司法省（明治四年）等即チ當時ノ司法官廳ニ全屬若クハ分屬セシメタルモノヲ改メ明治九年ニ至リ全然内務省所轄ノ下ニ轉屬シ次テ明治十四年發布ノ監獄則ニ於テ明文ヲ以テ陸海軍ノ管轄ニ屬スルモノ、外監獄ハ都ヘテ内務卿ノ管轄ニ屬スルモノタルコトヲ規定スルニ至レリ（監獄則第二條）監獄制度ノ改良ニ適應シタル英斷ノ措置ナリト謂フヘシ此ノ改正ハ如何ニ近世國法學ノ旨義ニ適シタルモノナリヤ、如何ニ監獄改良上ニ利益ヲ與ヘタルモノナリヤ又如何ニ將來、斯ノ改良事業ノ上ニ便宜ヲ與フヘキモノナルヤハ必スシモ識者ヲ俟テ後ニ之ヲ知ラサルナリ何者ノ痴漢ゾ今日ニ當リ再ヒ司法省所轄ノ舊制ニ逆回シ敢テ監獄制度ノ改良進歩ヲ障害セント試ムル痴言固トヨリ齒牙ニ掛クルノ價直ナシト雖身斯ノ事業ニ從事スル者豈一言辨スル匪ナカルヘケンヤ

予輩固トヨリ三權鼎立ノ舊主義ヲ主唱セント欲スルモノニ非ス然レトモ國法既ニ行政司法各々其ノ管掌スル所ノ官署ヲ劃立シタル以上ハ行政權ヲ以テ成ルヘク司法權ヲ侵犯セシメサルト同時ニ司法部ヲシテ行政干渉ノ區域ヲ成ルヘク制限セシムルコト亦タ甚必要ナリ若シ監獄事務ヲシテ之ヲ司法省管轄ノ下ニ屬セシメン乎司法省ニ於テハ此ノ事務ノ爲メ特ニ一ノ行政部局ヲ設ケスンハアルヘカラス何トナレハ司法官ヲシテ此ノ事務ヲ管理セシメンコトハ實際ニ於テ爲シ能フヘキコトニアラサルヲ以テナリ既ニ司法省ニ於テ特別ノ部局ヲ設ケテ之ヲ管理スル以上ハ此点ニ於テモ監獄事務ハ最早、狹義ノ司法事項（Judicial）ニ非スシテ司法部内ニ於ケル行政事務ナルコト知ルヘキナリ況ンヤ監獄事務ハ其ノ性質ニ於テ始メヨリ行政事項ニ屬スヘキモノナルニ於テチヤ之ヲ政權總括ノ職權アル内務大臣管轄ノ下ニ屬セシムルハ事理ノ最モ明白ナルモノニアラスヤ

或ハ裁判ト行刑トハ合一ヲ要ストノ前提ヨリ司法官ト監獄官トハ同一人物ナルヲ要ストノ意見ヲ抱クモノアリト雖是ハ實際、爲シ能フヘカラサルノ空想ニシテ反ツテ司法ノ嚴正確實ヲ紊亂スルモノト謂フヘキナリ縱令ヒ假リニ司法官ヲシテ監獄事務ヲ管掌セシムルコトヲ得ルトスルモ各司法官カ其ノ獨立ノ資格ヲ以テ裁決シタル所ノ事件ニ對シ一々之レカ執行ニ任セシメ能ハサルヘキヲ以テ到底司法官ト監獄官トハ同一人物ナルヲ要ストノ旨義ハ之ヲ貫徹シ得ヘキニアラサルナリ或ハ又檢察官ヲシテ監獄事務ヲ管掌セシムルコト彼ノ奧土利ノ如クナラシムヘシト謂フモノアリ然ルニ是レ恰カモ爭訟ノ敵手ヲシテ事件ノ結末ヲ付ケシムルニ同シク當タニ法理ニ適セサルノミナラス實際亦タ行刑ノ公正ヲ期スルノ道ニアラサルナリ斯クノ如ク既ニ監獄事務ヲ以テ之ヲ司法官ニモ亦タ檢察官ニモ兩ツナカラ管掌セシムヘキモノニ非ストセハ司法省ニ於テ之ヲ統轄セシムルノ必要ハ殆ント一モ之ヲ見出スコト能ハサルナリ

論者曰ク監獄ヲ内務省ノ監督ニ屬セシムルトキハ刑ノ原告者ト刑ノ執行者トノ間互ニ連絡ナキカ爲メ刑ノ目的ヲ達スル能ハスト（法學新報第八號石渡法學士稿監獄論參照）予ヲ以テ之ヲ見レハ是レ實ニ杞憂ノ言

タルニ過キサルノミ若シ果シテ宣告ト執行ト連絡相通セサルカ如キコトアリトモ乎是レ監獄ノ内務省監督ノ下ニ属スルカ爲メニアラスシテ執行官其人ヲ得サルニ依ル苟クモ執行官ニシテ其ノ人ヲ得サルトキハ縦令ヒ司法省ニ於テ之ヲ監督スルモ其結果ハ即チ同シク連絡相通セサルニ終ランノミ單ニ司法省ニ属シタルノミノ故チ以テ宣告ト執行ト忽チ相連絡スルチ期シ得ヘシトハ思惟スルコト能ハサルナリ論者又曰ク「監獄官ハ裁判官カ刑ノ宣告チナシタル眞意ハ那邊ニ在リテ存スルヤチ知ラス只何年何ヶ月ノ刑ニ處ストノ宣告文ヲ見其日時間被告人(?)ヲ獄舎ノ内ニ擊留シ或ハ勞役ヲ取ラシムルニ過キス現今ノ如キニ制度相分離セル有様ニテハ到底彼ノ犯罪撲滅ノ目的ヲ以テ刑ヲ宣告シ之ヲ執行スルカ如キハ望ムヘカラサルナリ」云々ト嗚呼論者ハ刑ノ宣告チ爲シタル眞意ヲモ辨ヘスシテ能ク監獄官タル職任ヲ盡クシ得ヘシト信スルカ行刑専門ノ學科ハ何ノ必要アツテ之ヲ講究セサル可ラサルカ又方今、如何ニ進歩シツ、アルヤチ知ラサルカ、刑ト行刑トノ關係ヲ辨識セサルカ如キ者ニシテ如何ソ能ク監獄官吏タルヲ得ヘケンヤ又論者ハ監獄官チ以テ單ニ裁判宣告文ヲ一見シテ其日時間罪囚ヲ擊留シ或ハ勞役ヲ取ラシムルカ如キ極メテ簡略ナル事務ヲ管掌スルニ止マルモノト誤解シアルカ如クナリト雖ハ畢竟、自ラ監獄ノ事ニ暗ラキチ証明スルモノニノ斯、ル幼稚ノ思想ヲ抱ケハコソ監獄チ以テ司法省ノ監督ニ属セシムヘシト謂フカ如キ淺薄ナル議論ヲ試ムルニ至ルナシ予輩寧ロ其ノ愚ヲ憐レマスンハアラサルナリ論者又曰ク我國ノ制度ニ依レハ内務省ハ監獄ヲ監督スト雖或ル犯罪人ニ對シ特赦上奏ノ權ハ實ニ司法大臣ニ属ス即チ他人ノ管轄内ニアル人物ニ對シ特赦ノ上奏チ爲ス者ナリ司法大臣ノ下ニ立ツテ運動スルモノハ檢事ナリト雖檢事ハ平常監獄事務ニ與

カラサレハ監獄内ノ事情ニ通曉セス犯罪人ニシテ果シテ特赦チ與フヘキモノナルヤ否ヤハ一ニ内務省ノ指揮ニ属スル監獄官ノ意見ニ依頼セサルヘカラス云々ト如何ニモ特赦上奏權ハ司法大臣ノ掌握スル所ナリト雖ハ固トヨリ當然、之ヲ掌握スヘキ理由アツテ然ルモノニシテ(特赦ハ確定裁判ニ對スル最高更正法トモ謂フヘキモノニシテ純然タル司法權ノ範圍ニ属スルモノナルチ以テナリ)此ノ稀有ノ場合ニ對スル干涉權アルノ故チ以テ監獄全務ノ事務ヲハ盡ク司法大臣監督ノ下ニ属セシムヘシト謂フノ論據トナスニハ足ラサルナリ況ンヤ我監獄制度ニ於テハ論者カ杞憂スルカ如キ獨監獄官ノ意見ニ依頼シテ經由官署タル檢事ニ於テ事實ヲ詳悉セサル等ノコトナカラシムルカ爲メニ檢事ヲシテ常ニ監獄ノ事情ニ通曉スルチ得セシムルノ道チ開ラキ置クニ於テヲヤ否ナ檢事ハ獨經由官署トシテノミナラス行刑(狹義ノ)官署トシテモ亦適當然監獄ノ事情ニ通曉セサルヘカラサルノ義務アルニ於テチヤ若シ果シテ檢事ニ於テ誠實ニ其ノ義務ヲ盡ス以上ハ論者カ所謂一ニ内務省ノ指揮ニ属スル監獄官ノ意見ニ依頼セサルヘカラス云々ト云フガ如キ患ヒアルヘキノ道理アラサルナリ試ミニ持赦上奏權ノアル故ヲ以テ司法大臣ノ監督ニ属セシムルコトトセン乎行刑ノ一部ナル監視若クハ特別監視ノ警察權ノ下ニ採縦セシメサルヘカラサルチ如何セント欲スルカ他日若シ我國ニ於テモ獨乙刑法等ノ適正ナル主義ヲ採用シテ監視ハ罪囚在監中ノ行狀ニ依リ監獄官ノ意見ヲ參酌シテ行否ヲ定ムルコト、ナスノ點ニ至リ若シ論者ノ口氣ヲ借テ行政官署ハ平常監獄ノ事務ニ與カラサレハ監獄内ノ事情ニ通曉セス犯罪人ニシテ果シテ監視ヲ免スヘキモノナルヤ否ヤハ一ニ司法官ノ指揮ニ属スル監獄官ノ意見ニ依頼セサルヘカラスト抗爭スル者アラハ論者ハ果シテ如何ナル辭ヲ以テ之レニ答ヘント欲

スルカ特赦ハ稀有ノ事ニシテ監視ハ常事ナリ此點ニ於テモ亦タ論者ハ其論據ノ極メテ薄弱ナルヲ會悟スヘキナリ

且夫レ監獄ノ目的即チ犯罪豫防撲滅ノ事ハ獨監獄其レ自身ノミノ作用ヲ以テ能ク貫徹シ得ヘキニ非ス他ノ行政事務即チ救貧、感化、慈善、警察等ノ事項ト共ニ同統一系ノ關係ヲ以テ相並行セサルヘカラサルモノナルカ故ニ實際上、監獄事務ハ此ノ關係諸般ノ事項ヲ統括スル所ノ内務大臣管掌ノ下ニ屬セシムルニアラサレハ到底其ノ目的ヲ達スルニ適切ナル措置ヲ施シ他ノ關係事項ト支梧セシテ常ニ同統一系ノ連鎖ヲ保全シ得ヘキニアラサルナリ是ヲ以テ觀ルモ監獄ノ内務所屬タラサルヘカラサルコト火ヲ觀ルヨリ尙明カナリト謂フヘシ

講話

●大日本監獄協會の宴に於ける清浦司法次官の席上演説大意

我國監獄事業の改良に對し間接に偉大の勢力を有しつゝある所の大日本監獄協會に於て毎年例規の總集會を開かるゝに就き此に招待を辱ふし斯の事業に熱心なる諸君と相見ふるを得たるハ誠に予の榮として喜び且つ謝する所なり只今石澤君より予が歐洲巡遊中、監獄事業に就き見聞したる事項をば演述せよとの御請求なるが實ハ御承知の通り短日月を以て地方自治の實況より司法の組織、警察の運用、監獄の模様、議院

制度施行上の状態等極めて多くの事項をは涉獵したることなるが故に監獄事業に就ても成るべく精密に調査を試みたる積りなりしも勢ひ泛漠を免れざるの感なきにしもあらず且つ其調査したる所に對する大體の意見ハ既に本年四月大學講義室の監獄談話會に於て之を演説し尙又監獄に關する雜誌等には引續き調査事項をハ掲載せしめつゝあるを以て今日ハ見聞事項としてハ別に陳述すへき程のことも之れなく又多少之れあるにもせよソハ姑らく他日の機會に譲り今日ハ只だ監獄協會に對する一の希望を表白して諸君の賛成を求むるに止めんと欲す

諸君も御承知の如く彼の萬國監獄會議なるものハ今を距る二十年前即ち千八百七十二年、英吉利のろんどんに於て開設したるを初回として第二回ハ千八百七十八年、すどつくはるむに於て之を開き第三回ハ千八百八十五年、伊太利の羅馬即ち有名なるロンボルソー及フェリーの刑事的人類解剖新説の勢力を占めて居る所謂總本家の所在地とも云ふべき地を下して之を開き、一昨年、魯都えんとべいてるすぶるぐに於て開きたるハ即ち其第四回にして此會は彼の有名なるドクトルワインズ(萬國監獄會議の發企者なり)の追悼會をも兼ね附屬博覽會の開設もあり極めて盛會なりし趣に傳聞せり要するに此會議ハ一回は一回より漸次改良發達して其成績の見るべきもの亦少からず到る所、好意を以て歡迎せられ少くも世人をして廣く大に此の事業に注意を惹き起さしむるの偉効あるもの、如し尤も或ハ中に此の會議ハ左まで實益を見るものに非ずとして反對する者ありと雖も然かも歐洲各國か此の會議に對して如何に熱心に注意しつゝあるかハ現に彼の一昨年の會議に於て獨逸よりハ政府代理者として司法内務の兩都内より各一人を派遣するこ

とに定め即ち司法部内よりハ高等樞密官スマルケ氏之れに當り内務部内よりハ一編の著書を以て帝國大學の名譽教授に推薦せらるゝの榮を得たる所のクロローネ氏之れに當り又白耳義よりハ監獄主務の長官即ち警保局長とも云ふへき者の外尙は衆議院議員一名を撰んで國の代表者として出席せしむることに決し其他英國なり又ハ佛國なり各國競ふて斯道堪能の聞へある名士を撰抜して出席せしむることに勉むる所を以て之を見れば實際に於て各國すべて此會議の有益なるを認定しあること争ふへからざるものゝ如し然るに我國に於てハ此會議へ對し第一回以來常に只だ監獄の現制度及沿革の概略を記述して送付したる位のこと止まり未だ委員を派遣するの運びに至り難く殊に一昨年の如きハ内務省より政府代理者を特派せらるへき筈にて既に略は内定し居りたるにも拘はらず終に支障する所ありて果さゞりしハ誠に遺憾なることゝ謂ふべし今や我國も法治國として百般の法律制度漸く完成するを見るの機に際し且つ條約改正の實行を見るの日に於てハ廣く外國人をは我が裁判權の下に服せしむるに至るへきを以て旁々此際刑罰執行に關する機關即ち監獄の如きハ孜孜として之れが改良を計らざるべからざること勿論にして諸君か此の事業に熱心せらるゝ所以のもの亦た實に此にありと信ず而して之れが改良を計るに當り國の特性即ち格段なる種々の關係事をば省察せざるべからざること勿論なりと雖も然かも此の犯罪なる者の此の社會に産出し蕃殖するの原因事情に就て研究するときは殆んど萬國共通のものなりと謂ふを得へく從て之を豫防し之を撲滅する方法の如きも自らまた萬國を一貫して共通し得る所のものなくんハあるへからず且つ我が刑法及刑事訴訟法の如き其主義と言ひ組立と言ひ大体すべて歐洲文明諸國と其軌を同ふせさるゝなし是を以彼の監獄制

其の如きも唯た限局せる範圍内に於て其資料を求めんより宜しく所謂廣く知識を萬國に求むるの工夫あるを要す、萬國監獄會議を利用するか如きは即ち其工夫の最も適切のものなるにあらずや果して然らば將來即ち明後年佛國巴黎に於て開設せらるへき所の會同に於てハ何ぞかして是非とも我國より一名若くは數名の人物を精選して參同せしめんこと子の切望して措かざる所なり而して右委員派遣の事、若し政府の手より出づること能はずんバ（政府より派遣せしむるに至らんこと子の大に希望する所なれども議會か之れに向て果して協賛を表するや否や事情甚だ困難なりと云ふへく寧ろ出來得べからざることなりと思へる）此の監獄協會より協會の力を以て派出せしむるの計畫を講せられんことを希望す是れ豈に獨り監獄協會の面目のみならんや監獄事業の改良を補益すること少小にあらずるハ勿論我が帝國の名譽も亦た之れに由て大に發揚せらるゝを得へし云々

右は次官閣下演説の大意を記應のまゝ筆録したるものなるに過ず故に事柄の前後しあるハ勿論間々或ハ誤謬の點なきを必せず思ふに其詳細且つ確實なることハ不日、速記者の手に成りたるものを以て大日本監獄雜誌の紙上に掲載せらるへきを以て讀者宜しく就て參觀せられんことを要す

蒼海一滴

クロローネ氏の事ハ既に讀者の耳に熟する所にして今復た茲に改めて讀者に紹介するを要せず其の老練な

る典獄として忠誠なる敬神家として篤實なる慈善家として又博識宏達なる監獄學者として名聲の熾々たるの實事ハ予輩實に之を奎堂先生に就て一層詳悉することを得たり先生の獨逸に在るや監獄の事に就ては氏に諮詢せらるゝ所最も多く氏も亦曾て岳洋居士か豫言せしが如く歡然手を握て先生を敬遇し一事を擧ぐる毎に必ず批し根導し源流末を窮詰し條々然として家人の事を説くか如くに親切に應答示明する所ありしと云ふ

讀者も知らるゝか如く獨逸の監獄ハ一部ハ司法省に屬し一部ハ内務省の管轄に屬す而して其の管轄の異なるに從て自ら施設の實況を異にし其間亦多少優劣の差等あるを見る故に若し其の全班の狀景を探ぐらんとならハ獨り内務に屬する部分のみならず司法省に屬する監獄の事況をも亦併せて探討せざるへからず是を以て先生ハクローネ氏の外尙スマルケ氏を顧問して獄事を諮詢せらるゝ所あり氏は司法省樞密書記官の現職に在り刑法の理論に精通し殊に司法部内に於ける監獄社會の牛耳を執りつゝある者にして年齒既に高く其の地位と名望とに於てハ此の社會中殆んど氏に比肩する者なしと云ふ

(大日本監獄雜誌第五十號及第五十一號に於てクローネ及スマルケ兩氏の肖像及略歴を掲載せり就て參觀すへし)

奎堂先生の語氣に據て之を察するに司法省所轄に屬するの監獄は之を内務省に屬するものに比すれば概して不完全なるもの多きを免かれざるものゝ如し是れ強ち制度の良否に因るにあらずして全く司獄官の適否如何に關するものに似たり内務省に屬する監獄の比較的最も能く整頓せる所以のものハ彼の有名な

るクローネ老典獄を始めとして其他一般に實際に精通し且其の職務に誠意熱心なる者殊に多數なるを以ての故なりと云ふ

廿五年十月

監獄雜誌記者識

先生問ふて曰く我國に於てハ徒流の刑ハ之を島地に送て執行するの制あり蓋し兇惡の甚しき者ハ啗に之を島地に移すの安全なるのみならず該地に在て拓地開墾等至難の役業に就かしむるハ懲戒の上に於ても亦宜しきを得たるものゝ如く(第一)又該地即ち北海道ハ土地廣漠人口稀少なるの故を以て囚徒を使役するハ拓地殖民を計る上に於て便利を得ると少からず(第二)然るに之れに伴ふて來る所の不利としては内地より發遣するか爲めに多額の押送費を要すること(第一)物品の需要ハ多く之を内地に仰くを以て物價不廉の爲めに割合に多額の監獄費を要すること(第二)沃野千里將來大に望みあるの地にして専ら殖民を奨励しつゝあるの時に當り兇惡の罪囚を押送するハ縦令堅牢なる監獄の内に拘禁し嚴重なる戒護の下に就役せしむるにもせよ人情之を嫌忌するを免れざるへきか爲めに勢ひ殖民政策上に惡影響を及すの恐れあること(第三)内地に比すれば一般に沍寒の強きが爲めに暖地より此に移送せられたる者ハ往々にして健康を傷害するの傾きあること(第四)物價高く沍寒強き地に於て且危險多き繁雜なる職務に従事せしめんには幾分か俸給を裕かにし手當を厚くするに非されハ動もすれば能吏を得て喜んで此に赴任し安んじて職に執掌せしむること能はざるの事情あり(第五)害のある所固とより之を認めざるに非ず利も亦一概に之を抹却すへきにあらず、然し前にも言へるか如く既に刑法の成文に依り徒流刑の囚徒ハ之を島地に移すの規定ある以上ハ

兎に角島地即ち北海道等を以て囚徒發遣の地に充てざるを得ず然らば斯る互塞強く勞働甚しく内地監獄と
 へ全く其趣を異にするの地に拘禁する囚徒に對しては特別な規定を設け内地監獄にある囚徒を待つもの
 と自ら其体制を異にする所あるべきもの、如し。徒流刑囚を島地に發遣するの利害及島地に在る現在の
 囚徒の爲めに特別なる管理を施すの可否如何幸に此二點に就て貴説を聞くことを得ん
 クローチ氏答辯の大意に曰く

囚徒を他に押送して其の刑を執行するに就ては通例二種の方法あつて存す即ち

(第一) 囚人を島地に發遣し其れをして自ら力食せしむるの法

(第二) 拘禁の場所を島地に移し此に於て其の刑を執行するの法

是れなり而して右第一の法の所謂囚徒殖民の政策にして彼の佛國が囚人遠移法を設け亞弗利加、南亞米理
 加、澳須多拉利亞等の殖民地に於て實行せしもの、類之れに属す此の方法の道理上及經驗上兩つな
 ら其の宜しきを得たるものに非ず蓋し殖民地と雖既に同一版圖なる以上は政府の從來其の地に居住しつゝ
 ある所の國民を保護するの義務を有す然るに徒刑囚の如き兇惡の甚しき犯罪種族を殖民地に遠移するに恰
 かも是れ其の地居住の人民を殘害するに同じく語を換へて之を言へば犯罪人を驅りて政府自ら犯罪を爲す
 に等し是れ豈均一に國民を保護するの道ならんや又殖民的移送の法は實驗上、之か爲め政府が人民の希望
 を失し且行刑衛生等の上にも種々の支障あるを経歴せり尙又犯罪の一の遺傳症のものなりと殆んど
 動かすべからざるの定論なるを以て之を見れば出獄囚徒の殖民する者漸々其の數を加へ従つて良民の婦女
 と結婚して家を成す者亦少からざるに至り其結果、惡子孫犯罪種族の増益を來たし終に滿土、犯罪の空氣
 を以て充滿し結局政府が其の所領の地を放棄して顧みずと評せらるゝも答辭なきに至るへし是等の理由あ
 るを以て此方法の不可なること何れの國に於ても既に確信して疑はざるもの、如し佛國の經濟及政務上
 等の必要より今日尙未だ全廢するには至らざれど其の不可なること佛國自らも亦之を確認せり

(第二) 囚人を拘禁し囚人を使役するに國家の權利なり従て拘禁の場所、使役の種類をも自由に撰定するの
 權を有す故に囚人の自ら其拘禁せらるべき場所を撰むの權利なく又國家に對しては其命する所に従て使役
 に服従するの義務を有すされど貴國に於けるか於く或種類の囚徒をバ北海道に移送し(拘禁地撰定權)此
 に於て或種類の使役に従事せしむるは(作業撰定權)毫も不都合なる事にあらざるなり唯た夫れ前にも
 述べたるか如き關係あるを以て放免の囚徒を其の地に永住殖民せしめんとならん最も其の人物を精選する
 の注意なくんばあるべからず惜むらくは貴國刑法の成文に於て徒流刑の囚徒に限りて之を島地に發遣する
 の規定あるを

鄙見に據れバ北海道の如き監獄に慣習犯罪者即ち勞働を厭ひ疎懶、性を成す所の者にして且左まで甚しく
 危害の虞なき者を發遣するを可とす

囚徒の衣食住等に就ては必ずしも全國劃一の法を取るに及ばず固より同一の刑法に依りたる同一の處罰
 を執行するに方り土地の厚薄の差異あるべからざると勿論なりと雖彼の北海道の如き全然風土の異なる地方
 に於て殊に健康を保全するが爲めに特別の施設あるに反て是れ行刑の旨義に適ふものにして斯くの如くに

して始めて公正確實の條件を充たすことを得べきなり、官吏に對しても亦特別の恩恵を與ふること必要なり之を要するに北海道發遣の制り方法に由りてハ些の不都合ありと覺へず唯だ此の制に對して「コロニー」(殖民の義)の名を下しコロニー的主義を交へしめられざらんことを切望す (以下嗣出)

右ハ曾て數月前、記者か先生に就て參聽したる所の講話を記憶の儘筆記したるものにして且別に先生の校閲を経たるものにあらずるが故に往々誤謬或ハ粗漏の廉あるを免れざるへしと思へる但其の大意に至てハ敢て甚しき支悟なきを自信す

次號に於てハ作業に關する事項に就き先生とスマルケ氏との間に問答せられたる所の筆記を掲載すへし

記者又識

雜錄

●改良の第一着歩は何ぞや

局 外 生

近年監獄改良論は朝野の間に囂すしく彼の監獄費國庫支辨案の如きも監獄改良の大立物となりて當局者の熱心言ふ計り無く甚しきハ監獄費を國庫の支出と爲すに非ざれハ到底監獄の改良ハ望み無しとまで極論するものあるに至れり然るに同案も議會にてハ不幸にして再應の失敗を重ね政府も本年ハ提出を見合すならんと風評を耳にし前途茫茫海洋を隔て、遠山を望むの感あり茲に於て當局者の失望落膽もまた甚しく空しく利器を抱て脾肉の生するを歎する趣無きにしもあらず改良論ハ掛け聲のみ熾んなるも實際に歩武を進めざるハ誠に痛歎の至りと言ふべし然れども監獄費の國庫支出と監獄の改良との如何なる關係を有するものなるや是れまた一考を要す可きとにして予輩ハ彼の民黨の如く他の事情に制せられて漫に國庫支辨を廢斥するものにあらず寧ろ同案の成立を希望するものなれども去りとて之れを國庫支辨と爲

さバ如何なる程度まで改良を爲し得べきか聊か疑念を抱くものにして赤鍊瓦の獄舎が各處に林立し(多少分房制度等ハ行へる、にもせよ)看守の俸給が多少増す位の事にてハ改良の目的を達したる者とな云ふ能ハざるべく此際宜しく千里眼を以て將來の實相を洞鑿せざる可らざるの秋なり蓋し渴仰の切なる時にハ愈よ其場に達して案外の失望を爲すと事物に往々免れざる處にして近くハ國會開設の前に方り國會さば開くれバ民力も休養し不景氣も回復し國力發達して泰平の瑞相を呈するならんと望外の望を懷きて待ち構はたる人々の端なく先きの妄想を覺るに至りしが如く監獄費の國庫支辨も愈よ大願成就の曉にハ先きの想像ほどに改良の實を擧ぐる能はずして思ハざる不覺を取るとなきか聊か懸念なき能ハざる處なり蓋し監獄の改良ハ有形よりハ先づ無形の改良を先きにせざる可らず監獄の構造如何に莊重森嚴なるも法令如何に金科玉條なるも司獄官吏其人を得ざれば毫も實効なし司獄官吏ハ實に監獄の精神にして到底精神を改良するに非ざれば目的を達する能はず予輩の考へにてハ監獄の改良上第一着に銳意猛進して併行せざる可らざるハ人才の陶汰、訓練詮考にして

各其任務に適切なる忠實老練の司獄官吏を得んとするより急なるハ無きなり近來出獄人保護會社の設立談など頻りに世人の口端に上るなれども出獄後の事よりハ先づ在監中の工夫肝要にして是等の事は多言を用ひざるも歐洲に於ける出獄人保護會社の歴史を一閱せば自ら釋然たる處あるべし兎角監獄の改良も枝葉に趨りて文明の外形を假裝せんとするが如き傾あるを歎ぜざるを得ず予輩が當局諸氏が監獄費の國庫支辨を切望せらるゝの熱心を移して此の不完全なる構造の監獄にありながら益ます人才陶冶の方法を盡して他の不備欠漏を補ひ以て其功を完成するの方針に熱心ならんとを切望するものにしてまた極端より言へば諸氏が今日の如き萬事不如意の監獄にありて經營慘憺たるの苦辛ハ或ハ他日圓滿の美果を結ぶ大材料大基本と爲るやも知る可からざるなり要するに今日の急務ハ有形の改良よりハ司獄官吏其人を改造する無形の改良より急なるハなし而して此の改良ハ監獄費の支出法を改めざるも功名の地緯々として前途多望なりと謂ふ可きなり予輩は監獄費國庫支辨案の爲めに當局諸氏が勇氣の沮喪せんとを恐れ聊か蕪言を述べて諸氏が益ます改良に奮勵せんとを望む

難さハ亦已むを得ざるの事實なれば今日と雖全然其根底を掃絶せしとハ保証し難かるへし監獄吏員たる者ハ大に注意すへき要點なるへし
又顧みて世人の監獄吏員に對する狀況を觀察するに今日と雖尚ほ昔日牢屋時代の感情を脱せざるより監獄吏員を自すると猶ほ昔日に於けるがとし即ち一概に臆断を下して彼ハ罪人を取扱ふ程なれば定めて懼るへき人なるへしとなし心中畏懼の念を抱き敬して遠ざくるの事實なしとせず或ハ疑ふ是れ今日普通の常態ならんかと果して事實なしとせんか斯る事情あるにも拘らず監獄吏員にして倨傲不遜、權柄に過き不深切に涉りて應接宜しきを失せば世人ハ監獄の眞意を領得るに至らずして却て益々之を卑下し隨て監獄の地位を墜落せしむるを以て監獄の威信ハ地を掃ひ爲めに少くとも獄事の發達改良を阻礙するに至らん、今日は是れ獄事の發達改良を企圖すへき時ならずや此發達改良を行ふの局に當り之をして益々完全の域に就かしむるハ果して誰の任ぞや監獄吏員にあらそして誰か能く之に任せん監獄吏員たる者の責任亦大ならずや夫れ此の如く獄事改良の時運に傾向せし今日ハ外人の監獄に出入すること日に多きを

者なり

●看守訓授試作(承前)

第二十、外人に對する注意事項

門外漢稿

監獄ハ社會交通の外に立ち在監人をして書信接見に於ける通息の場合を除く外ハ獄外人と通息せしむるの道を絶ち之が自由を拘束する所にして又濫りに獄外人の監獄内に出入することを許さざる一種異様の別社會なり、其監獄に出入し得へき外人ハ在監人に接見差人其他顧問等の爲め來監し或ハ必要ありて監獄の觀覽を許す者若くハ公務を帯ひて監獄を巡閱及巡視する所の官吏又ハ議員等に過ぎざるなり、然り而して監獄ハ昔時最も秘密を旨とせしものなれば外人にハ觀覽を許さず故を以て監獄に出入する者は極めて稀なりし斯る本情あるが爲めなるに吏員ハ外人に對する扱に嫻ハず在監人を叱咤する氣風自然と吏員の慣性となり、人に接する權柄に失する嫌ありたるハ掩ふへからざるの事實なりしなり、其弊習や今日に至てハ大に改良し又昔日の監獄の如くなる能さずと雖因習の久しき一朝に之を蠲脫革正することの

加へ監獄吏員の外人に接せざるを得ざるに至る場合ハ日を逐ふて頻繁となるハ言を俟たざるなり、凡そ外人に對するにハ丁寧懇切を旨とし事の分らざるハ懇々之を教へ、問ふことあらば深切に之に答示し苟も權柄がましき言行ハ之を戒慎し勤めて昔日の餘弊を一洗するの注意あるを要す
夫れ然り然れども、ものは極端に走り易し丁寧懇切なるを要すとせば外人に對するに當て無暗失鱗に唯々として頭を下け、濫りに辭を卑くし、吏員の敢て爲すに及はざることまで世話するが如き事實と場合の生ぜざるとも測り難し其丁寧懇切の適度を過くるは權柄に過くるに比すれば勝ること萬々なりと雖然れども過ぎたるハ猶ほ及ハざるがごとし却て丁寧懇切の眞意を失して侮慢を招致するの媒介となるの恐なしとせず凡そ物の中庸を得るハ難く餘程注意せされハ此に至ること能ハざるに依り至難の業なる素より論を俟たされとも能く中庸を得て監獄の威信を失墜せしめざるの注意なくんバあるへからず
上文陳述せるが如く監獄吏員の言行ハ監獄其もの、發達改良上に影響す坊主が悪ければ袈裟まで惡しとの俗諺に背かされれば監獄吏員たる者の外人に對する

上に於て注意を要するハ勿論居常自己の言行をも謹慎し身先つ模範を示して他人をして之に倚らしむることを中心掛け而して以て在監人に及ぼすを要す然らされバ獨り外人の憤懣侮蔑を招くに止まらずして在監人をも心服せしむること能ハざるナリ已に胸中に丁寧懇切と云ふ一の模型を蓄藏セハ胸中に浮ひ來ることハ直に此の模型に鑄造せられ其鑄造せられたる形容の外部に顯ハるゝことハ何人に向ても同一様の扱に出で丁寧懇切と云ふことハ自然と言行に顯ハれ誠意誠心は延ひて在監人の腹中にも置くことを得爲めに感化矯正の實功を奏し得るに至るや疑ふヘからざるナリ故に監獄吏員たる者ハ獄事の改良發達を企圖する今日に當てハ啻に在監人に對する處遇に注意するのみならず又外人に對する點に就ても一層注意あるを要するナリ尙ほ外人に對する注意中故ら必要なる廢々を左に列記して當局者の參考に供せんと欲す

- 一、外人に接するときハ勤めて倨傲不遜の風を避け又言語を慎むヘシ
- 二、顧問等の爲め出頭する者あるときハ速かに其用務を聞取り又ハ書面を受附し徒に相待せしむ

十、監獄巡閱のため來監せる官吏に對してハ敬禮の意を表することに注意すヘシ

●我彼を信せず彼焉ろ我を信せん

北海 天福堂主人

予偶ま一本を繕きて左の短話を讀めり。

女傑エリサベス、フライが彼の有名なる監獄改良の大事を思ひ立ち、親く囚徒に接して之を教誨せんため初てニユーゲートの獄舎に赴きし時、或人より大切な品物の残らず外に預け置きて内に入るべしと注意せられたりしも、「否とよ、我より疑はずして彼等を信するハ、即ち彼等をして我等を信せしむるナリ」とて遂に忠言を辭せしと云ふ。それとこれとハ異なれども予にありし一事實のこれに彷彿せしものあれハ記して大方の參考に供せん。予か住へる地方ハ片田舎も片田舎の何とて観る物

るとなからしむヘシ

- 三、若し顧問の文面に間違あるか又は違例の廉等あるときハ懇切に之を示諭し決して權柄がまじき所爲なきを要す
- 四、凡へて外人に對してハ勤めて便宜を與ふることに注意すヘシ
- 五、門監者ハ最も多く外人に接するものなるに依り濫りに其監門を通行せしめざるハ勿論なれども應接上にハ一層注意し不都合の處爲をなすヘからず
- 六、外人にして監内を獨歩する者あるを認めバ必ず先つ其姓名と用向とを問尋し故なく監内を獨歩せしめざる様注意すヘシ
- 七、外人の監内を觀覽する時ハ受持に係る在監人に注視するハ勿論尙ほ外人の舉動にも注意すヘシ
- 八、工業受負人又ハ工業素品等の運搬人に對してハ其行爲に注意するハ勿論在監人と近接せしめざる様注意すヘシ
- 九、外人にして疑ハしき處爲あるか其他不審の點あるを認めハ之を手帖に記し置きて上官に申告

もなき僻地にて年の中に僅な日六月の下旬頃初めて枯木の間に笑ふ山櫻やまざくらを観るハ類ひなき歡樂なるま、に握飯など携へて山また山をふみて觀花の遠歩を試み妻も兒女も同行き予か家にハ只た一人の男を留守に残して終日遊びを盡したりしにそれより程へて此の留守に置きし男ハ予か妻に懐ひを述へて言ひけらく。私ハ生れてから初てあんな心配をした事ハありません私が特赦になつて出て來て三日目の日に御家の留守をしたやうな心配な事ハありませんでした、併し私ハ今ですから申しますが實に私ハあの御留守居をさせられたので眞當に私の心が据りましたからまあ今日の身分にもなられたのでございませう實に私ハ此の齡をして居りますが物心を覺へてから只たの一度だといふて人の家に留守を頼まれた事なんたハありません、然も私か放免にあつてまだ二日か三日かたどひ特赦で

出たと申しても旦那の知らずともあなたまでが毛筋はその御疑もなく跡を片付て置けよと仰せになつて何も彼も其儘に御出掛になりましたから後で私につく／＼考へました親も兄弟も見棄た私を斯くして信じて御世話下さる事かと思ひましたら何分自分をかへりみねならぬと深く心を戒める氣にありましたと其後それが種とありしや否のまらされと至極殊勝なる生涯を保ちつゝあるなり。

雜報

●專任警保局長定まる

(豫期の如し)
斯くあるへしと豫期したる所に違はず愈々警保局主事高崎親章君一躍して名譽ある警保局長の椅子を占められたり閣下と監獄事業とは是れより一層密着なる關係を有することゝなれり其興敗ハ一に繫つて閣

下方寸の中にあり予輩ハ兼て閣下か此の事業に注意せらるゝことの厚きを知る難治の間へありし大坂監獄をして規律整然たる今日あるを致させしめし所以のものハ少くも間接に閣下の力、與つて多きに居るを信ず今や全國に於ける監獄改良の大事業ハ實に閣下の直接なる庇護誘掖を得て始めて能く其の目的を貫徹するを得へし予輩閣下に要望する所のもの甚だ多し、其劇忙なる瞬間を本誌に與へ時々披閱の榮を賜はらんことこの如きハ即ち其一なり此に謹んで閣下の榮轉を祝し健康を祈り併せて監獄事業萬歳を三唱す

●典獄の交代

廣島縣典獄石井翼氏非職を命せられ栃木縣典獄若山茂雄氏榮轉して其後任を襲き栃木縣へハ内務屬甲斐秀成氏警保局警務課より出て、就任せり前きに櫻井典獄の榮轉あり今又若山典獄の拔擢を見る共に少壯有爲の明典獄として其名聲の藉甚たりし人なり予輩ハ斯く政府ハ人材を精選することに注意せらるゝ所以のものは全く監獄事業の改善を計るに汲々乎たるか爲めなるを知り大に人意を強ふするものあり

●監獄の巡閱

山縣内務省書記官ハ宮城、青森、岩手、山形及秋田縣の監獄巡閱を命せられ去る十月十一日監獄課員眞木内務屬と共に先づ宮城縣へ向け出發せられたり尙は聞く所に據れば監獄支署は勿論各警察本支署をも盡く巡回せられ殊に留置場の構造、監視執行の狀況等を調査せらるゝ筈なりと云ふ、路程ハ宮城縣より山形に入り秋田を濟ませて再び宮城に歸へり岩手青森と順路を取り夫れより函館に渡り模様依りてハ札幌をも巡回せらるゝことにもなるへしとなり

●大日本監獄協會の總集會

(協會の隆運を喜ぶ)

其詳細なる記事は同會發行の機關雜誌に之を譲り本誌に於てハ唯た其の概略を報道することに止むへし、講話會ハ豫期の如く十月三十日を以て神田一ツ橋の大學講義室に開會せられ小河監獄課長、永島司法省試補、梅法學博士、小原貴族院議員の講話あり小河氏ハ監獄事業の性質より説き出して其改良の沿革、現在の實況等に及ぼし之を歐米各國に對して我國一般社會の極めて冷淡なるを嘆し終りに監獄協會をして將來大に其規模を擴張し其運動を活潑なるに至らしめんことを痛論せり、滔々數萬言、非常に聽

衆を感動せしめたるもの、如し、永島氏も亦監獄事業の性質をハ理學的に講述し死刑廢止、條件付裁判等の事に論及せり、梅氏ハ彼の刑事人類學の新説に就て縷々其反對の持論を講述し結局、取るに足らざる妄説なりとて強ち之を打ち捨つへきに非ず宜しく廢物利用の主義に據て之を取捨採擇する所あるへしと説了し大に聽衆の喝采を博せり、小原氏ハ得意の温古談をバ例の老辨を以て面白く愉快に演説せられ數時間の講話に稍々飽きを來せし所の聽衆をして毫も倦怠を感せしむる所あらざりき講話終つて散會を告げたるハ四時にして特別券所持の者にハ別室に請して互に鄭重なる茶菓の饗應あり是日、聽衆の數ハしハ特別席の參聽者のみを計算したるものなるへし)特別席にハ西特命全權公使、渡部内務次官、高崎警保局長、山下警視廳典獄等を始め近縣典獄、東京府々會議員東京集治監警視廳及近縣監獄官吏新聞記者等數十名、中に大學教授、衆議院議員等をも見受けたるものありと云へり。懇親會ハ午後五時より富士見軒に於て之を開き清浦渡邊の兩次官を始め來會者凡そ四十餘名、石澤會長の挨拶に次ぎ渡邊次官

の監獄協會の事業を賛成し且つ入會を得たるの榮を謝する旨の演説あり終つて清浦次官ハ監獄協會に對するの希望を表すへしとの冒頭を置き萬國監獄會議の性質經過成績等を詳述し明後年巴黎に開かるべき同會にハ是非とも監獄協會の力を以て適當なる人物を精選して之を派遣せんことを望む其費用に對してハ予も亦奮つて應分の義捐をなすへしと結論せらる、滿堂一人として肅然、襟を正ふして謹聴し大に其所説に感奮する所ある者の如く殊に渡邊次官の如きハ其主務上、十分計營盡力する所あるへしと陳べられ最後に石津會長ハ再び起つて清浦次官演説の旨趣ハ飽くまで之を貫徹する責任を盡すへしと答へ此に一同盃を舉げ三唱、天皇陛下の萬歳を祈り兩次官閣下の健康、監獄協會の隆昌及會員の幸福を祝して和氣霽々の間に日出度大日本監獄協會總集會を結了せり。

●慈惠費編入方に就て

監獄則第二十四條に依り慈惠の用に充つべき貨物、地方稅雜收入に編入するの手續に就てハ或ハ豫め慈惠の用に充つべき貨物の見積を立て収入豫算を編入すへきものなりとの見解を抱く向もありとのことなる所に由て之を見れば大に予輩の豫想せし所に反するもの、如く而かもさまで複雑ならざる間擬の下に容易すく無罪免訴を言渡されたるもの、如し予輩取て之を喜ばざるにはあらざれども唯た栃木縣の爲めに又我カ監獄事業の全軀の上に對し其体面を毀損せられたることの甚大なるを憤慨するの強きか爲めに心、尙は未だ戚焉たらざるを得ざるものなり嗚呼是れ何人の責なるか栃木縣監獄の爲めに予輩殊に同情を表せざるを得ず

●獄務概則ハ如何(暫らく見合せとなる)

既に監獄評議委員の決議を経、不日發布せらるるへしと期待したる所の彼の獄務概則ハ尙は其筋に於て再審議を要するの廉ありとかにて一部の概則とまてハ先づ當分發布せらるるまじと云ふ併し右規定の事項ハ其形を變して或は單行の訓令となり通牒となり口達となり若くハ照會となつて着々治獄の上に實行を見るに至るへしとなり、概則發布見合せの一事ハ或ハ一大英斷を斯の事業の上に施さんとの詮義あるが爲めにハあらずやと豫言するものあり果して然らば予輩ハ概則發布の中止に對して毫も失望する所あらざるなり切に豫言の的中せんことを祈る

れども右ハ収入豫算編製の當時監獄則第二十四條により處分したる現實の貨物を以て豫算を立つべき筋にて然る後ち縣會の議決を俟て之を地方稅雜收入に組入るべき筈のものなりと云ふ故に之を雜收入に組入る、まての間ハ縱令ハ監獄則の規程に依り處分すへきものと決定したる後と雖も矢ハり領置貨物同様物品會計官吏の保管に属せしむべしとなり

●看守強盜事件 (免訴となる)

栃木縣看守某氏が強盜犯の嫌疑を受けて逮捕拘禁せられたりとの事ハ早くも新聞紙の報道に由て世人の知る所となり少くも之が爲めに世人をして監獄信認の幾分を減損せしめたるこそ是非もなき予輩、斯の事業に關係ある所の者、實に社會に對して慚汗、背を濡すの感に堪へざりき況んや同縣監獄の當局者諸氏に於てをや其苦心の程、想像するに餘りありと謂ふへし予輩の始めて此報に接するや斯、る監獄及ハ縣治全軀の面目に關する重大事件の破綻する上からハ十分、事實を審明したる後に於て略は動かすべからざる確證の具備したるを以てのことなるへく然らざれば疑獄として大に司法官の頭腦を痛ましむるの價直あるものなるへしと然るに其後予輩の探知

●咄々怪事(大失休)

曩きにハ囚徒換玉の事あり是ハ抹殺すへからざる監獄の大失休なる論を俟たず然るに頃日復た予輩の耳朶を襲ふ所の怪事あり唯た幸にも其事の監獄部内に起りたるものなるにも拘へらず監獄に取りてハ當たりに一點の過失なきのみならず却て監獄の注意の爲めに事の行違ひを發見するに至りたるこそ仕合せなる其顛末の概要ハ即ち左の如し

甲者アリ其容貌、乙者ニ酷似ス、乙ハ曾テ懲役終身ノ處刑ヲ受ケ某集治監ニ於テ服役中、逃走シ當時尙捕ニ就カサル所ノモノナリ四方ニ物色シテ之ヲ求メ偶々甲者ヲ得テ之ヲ逮捕ス甲ハ驚懼措ク所ヲ知ラス百方其ノ乙者ニアラサルコトヲ辯疏スルモ終ニ聽カレヌ懲役終身刑ノ逃走囚ト認メラレテ獄(某集治監)ニ下ル此ニ至テ甲ノ失望想ヲヘク屢々司獄官吏ニ向テ冤枉ヲ訴フル所アリ而シテ其ノ言ヲ所大ニ情ノ惻レムヘキモノアルカ如シ是ヲ以テ監獄ニ於テモ甲者ノ爲メ頗フル探求ヲ盡シ幸ニシテ反証ノ稍々確實ナルモノヲ得テ之ヲ檢事ニ致ス檢事ハ此ノ反証ニ據テ終ニ甲者ノ誤認ニ出テタルモノナルヲ悟リ監獄ニ向テ直チニ甲者ヲ釋放

スヘキ旨ヲ申牒セリ、而シテ此ノ憐レムヘキ無事ノ良民ニ對シ戀役終身ノ重罪刑ヲ執行シタルモ此ニ數閱月ナリト云フ

宛然是れ小説的好事なり聖明の今日、實際斯る出來事のあらんとは何人も想像し得ざる所なるへし殊に予輩の聞く所に據て之を見れば極めて單純なる事實にして之を審明すること敢て困難と云ふ程の事もなく少しく信切鄭寧に問擬する所ありしならんに容易に其誤認を發見し得られしものゝ如し予輩ハ此事件に對し一ハ以て監獄に責なくして反つて其注意の宜しきを得たるものあるを喜び一ハ以て行刑命令官署の審理不十分なるか爲めに終に此大過失の監獄領域の内に起るを見るに至らしめたることを悲ますんハあらず嗚呼改良進歩せる今日に於て尙ほ未だ全く斯る百鬼夜行的怪事の跡を絶滅すること能はざるか痛嘆せざらんと欲するも得んや

誤認拘禁者工錢給與方に就て
(所得工錢の全額)

誤認と雖も既に職權ある行刑命令官署の指揮に據り當該者を監獄に拘禁して其刑を執行したる以上ハ行刑其物ハ即ち適法なり誤認を發見して檢事より釋放

如し然るに其筋の詮議ハ大に予輩の見解に異り誤認拘禁者受刑中給與すべき工錢ハ通常人の勞働したるものに準したる由に聽けり予輩不明百方考案するも終に其深奥なる理由の那邊にあるを知る能はず幸に大方諸君の明教を聞くことを得ん

官吏療治料給與の勅令發布に就て
(備員を包含す)

本年九勅令第八十號を以て官吏療治料給與の件を發布せられたり右は從來警察官監獄官等にして職務上の爲め負傷するものあるも特別の規定あるもの、外假令ハ警部以上又ハ監獄書記看守長等にして公務の爲め負傷することあるも是れか療治料給與するの規定あるなく其に遺憾とする所なりしに今般該勅令發布を以て右の缺点を補はれたれハ爾來監獄警察に従事せらる、諸君ハ層一層刻苦勵精以て身を致し公務の爲めに盡されんこと予輩の確信する所なり當局者夫れ勇進する所あれ

又該勅令ハ官吏と而已ありて官吏以下雇員の如きハ或ハ該勅令の範圍外なるやの疑議なきにあらざれとも抑も此規定を設けられたるの精神ハ専ら警察官消防官監獄官等に對する趣意なるべしと雖も本法設定の當時に溯はり之を推考するに前記の外府縣屬郡書

を指揮するまでの間に於ける行刑的處遇ハすべて適法のものにして一點の遡回して贖正すへき所あらざるなり若し夫れ假りに誤認の事實發見したる上の誤認行刑中の或る事項にして遡つて贖正し得へきものハ之を贖正せざるべからずと言ふか如きあらば恰かも是れ行刑は不適法なりしと追認するに等しく神聖なる行刑の体面を傷くること少小に非らず職權ある官署の命令に據て執行したる所の者、既に其命令か適法なりし以上ハ執行亦た純乎たる適法のものたる固とより論を俟たず故に工錢の如きも凡へて行刑的相當の割合を以て之を給與し後日に至り之れに對して一錢も加除し得へきに非ず若し之を加除するときハ即ち適法條件の一を欠くものにして之を欠くハ取も直さず前きの行刑ハ不適法なりしと追認するに同じ縱し又遡つて行刑の不適法を認むるを得るものとするも職權に依り正當に爲したる事項に對し補償の責に任せざるハ我國法の認むる所なり故に誤認に出でたる拘禁なりとい言へ工錢の割合を變して或ハ刑事被告人を以て準し或ハ通常人の勞働をなしたるものに擬し更らに其不足の分を退償するが如きことあるへからざるハ明々白白亦た一點の疑ひなきもの、

記等ハ勿論雇員と雖も荷も職務の爲めに負傷したるものあるときハ該勅令により療治料を給與すへきものなりとの旨趣を以て或る筋へ指令せられたりと聞く、さもあるへきことにこそ

京都感化保護狀況

其筋の調査せられたる京都感化保護院の狀況を聞くに同所ハ明治二十二年二月の創立に係り本年本月に至る滿三年有余月入院者總數五十一名退院者總數四十二名而して退院者中保護空しからず効蹟の現れたるもの十七名即ち此期間結果の良好なるもの四分強なり抑も本府に於ける感化保護事業ハ明治二十年に始まり當時京都監獄免囚にして刑余頼る所なく別房に在るもの常に百名に下らず偶府下疏水の工事あり人夫を雇使する常ならざるを以て當局者之れを有志に説き別房留置者中より悔悟歸善の徒を撰拔し之に憑り衣食せしめらるゝに成績著明正業に就くもの多く又幼年懲治者にして感化矯正の實あるものハ本派本願寺に委託せられ全寺の資を以て修學せしむる等實に是れ本事業の端緒にして本院の成立亦茲に胚胎す其後善長將來に望あるもの續々輩出し大に保護院の必要を來し有志の中二三獄吏の經營するあるも其組織一般寄附の法に據られたるを以て少數有志の

微力に堪へず荏苒年あり漸くにして聊か民間有志の賛成を得特に兩本願寺に協議し三ヶ年間一年一寺に付金二百五十圓宛義捐の約を調へられ僅に一小規模を立て不取敢其模型を作り多来に示すの意にて本願寺の希望に依る遂に當市二條城下に開院の式を挙げ實業に着手するに至れり茲に於て生徒十一名を定員とし試みたるに漸次物價騰貴し經費豫算の如くならず費途欠乏定数の生徒を給養すると難く且つ優遇度に過ぎ恩に徂るゝの虞あり依て明治二十四年二月本院補則を制定し重に口入法を行ひ從來院費に成りたる衣食費を總て工錢を以て自辨せしめ足らざるものへ補給し余利あるものへ所得たらしめたるより稍々生徒費に餘裕を致し定員を増加し保護を與ふるを得るに至りしも目下の狀況にては尙ほ屋舍狹隘役員不足且つ諸事不完不備なるより遂に擴張する能はず所謂小より大に及ぼし着實にして過ちなからざるを期せり然り而して創立當時の維持法たるや兩本願寺の義捐金年額五百圓を以て經費一ヶ年の定額とし節約以て之れを支ひ三年を期し弘く江湖慈善家を勧誘し義捐金を募り基本金として積立て將來の維持費に充用せんとするに在り故に一方東奔西走すると己に數年に渉るも機運未だ熟せざるか

豫定の期限を過くと數月而かも其間種々の支障あり爲めに第一基本金を増殖の運ひに至らず猶ほ目的の一分も達する能はず加辨本願寺の約既に終了に及ひ今や其費途を僅に貯蓄したる基本金に需めざる可からざる状態なり夫れ如此慈善者の欠乏前述の如くなるに依り現行施行する處の補則に依れハ大に費途を省減し比較的多數の人を育ふを得可しと雖目下其収入實に微々たる少額なるを以て往々維持上に付其局に當るもの深く苦慮して措く能はず依て當今頻りに有力家の贊助を求めて以て大に義捐募集の法を講し専ら基礎を確立せんとを計奮し勉めて擴張せんとを希望圖奔走しあるを以て早晚必ず其効績を擧ぐるに至らん開院以來の經費並成績の一斑を載せて左表の如し

明治二十二年二月以降 京都感化保護院經費收支一覽表
二十四年十二月に至る

種別	明治廿二年 全	廿三年 全	廿四年 全
前月より越高	一八〇、六六〇	一八〇、六六〇	二六五、七九三
収入 金高	六七四、九三三	六五四、四五〇	六〇一、四六〇
収入 合計	六七四、九三三	八三六、〇七〇	八六七、三五三
支出	四九四、三二五	五七〇、三七八	五三三、八八五
差引 殘金	一八〇、六六〇	二六五、七九三	三四四、三七〇

備考

本院經費ハ廿二年と廿三年とハ略同一の比例なれども廿四年に至り生徒の數多きにも拘らず金四拾余圓を減少せり蓋廿四年度ハ痛く經費の節儉をなしたる結果に外ならざるなり而して殘金の著しく増加せざるハ慈善義捐金募集の容易をあらざるか故なりと云ふ

明治廿二年二月以降 京都感化保護院生徒成績一覽表
廿四年十二月に至る

種別	明治廿二年 全	廿三年 全	廿四年 全
前月より越員	一	一	一
入院 生徒	一六	一〇	一〇
入院 生徒	一	一	一
生業に就くを得	三	二	二
退院を許したるもの	三	二	二
身元引受人を得て退院を許したるもの	一	二	四
犯則數度に依り退院せしめたるもの	三	一	二
斷りなく退院せしもの	四	六	九
在のものの	六	五	九

備考

もの等も又増加せり蓋事業の進歩に外ならざるなりと云

●控訴送還囚被服の義に付て

控訴又ハ上告に依り他の裁判所へ移すの言渡しありたる場合に於て該裁判確定後廿三年 省令第五號の但書に依り原地方廳の請求ありたるとき送還の際獄衣着用の儘引渡し然るべきやの疑義を抱かれ其筋へ問合相成りたるに該囚被服の如きハ控訴囚拘禁者即ち一日二十錢を以て調製したるものなれハ控訴地方廳の所有なるハ勿論にして原地方廳より返付すべきものと回答ありたりと聞く

又右返付運搬費に就てハ或ハ扣訴廳の負擔たるべきやの疑ひもあるへけれども是れ又原地方の事務處辨の費用なれハ返付廳の支辨たるを正當なりとす

●明治廿五年十月二日より滋賀縣縣會議事堂に開きたる典獄協議會概況

九月三十日午前九時より各府縣典獄及書記看守長縣會議事堂に參集先づ佃滋賀縣典獄會長席に就き議事手續の原按を配付し書記をして朗讀せしめ之を本會

の議事に付す
議事手續原按左の如し
議事手續

本會の會長の投票を以て之を定め書記は當番監獄の負擔とす

會員の席次の抽籤を以て番號を定む
但隨行の書記看守長の番號を定めず其典獄の隣席とす

議案の臨會に際し直に會長へ提出すへし
但豫考を要すへきものと思慮する議案へ成るへく廿日以前に提出し會元府縣へ之を各會員に送付すへし

甲乙類似の議案の會長に於て發題者に商議し一問題に纏むることを得

各地の取扱に付單に問合せに止る事項と雖とも本會の議事に付し紹介を経て應答すへし
各問題の會長直に之を議場に報し又ハ書記をして朗讀せしむ而して發題者ハ其趣意を説明すへし
議事へ成るべく協議体を用可しと雖とも場合に依り起立に問ふことあるべし
問題に對する議事は凡て筆記し各典獄又ハ其代理人

一各問題の會長直ちに之を會場に報し又ハ書記をして朗讀せしむ而して發題者ハ其趣意を説明すへし
一本會ハ該話体を用ゆるものとす
但事件に依り決議に付することあるへし
一問に對する談話ハ其要領を筆記し各典獄又ハ其代理人に頒つへし

一本會の時間ハ午前九時に始り午後四時に終る
一前各項の外に係る細目ハ時として普通議事の順序に依る

右終て會員席次を定め投票を以て會長選舉を行ひ長屋兵庫假留監典獄當選す

- | | |
|--------|-------|
| 愛知縣典獄 | 村井高正 |
| 兵庫縣典獄 | 櫻井高尚 |
| 奈良縣典獄 | 宮地良一 |
| 同縣看守長 | 高屋常三郎 |
| 石川縣典獄 | 高北忠吾 |
| 同縣監獄書記 | 岡田英一 |
| 鳥取縣典獄 | 堀内久保 |
| 大坂府典獄 | 前田素志 |
| 同府監獄書記 | 細川正雄 |

に領つべし
議事ハ午前九時に始り午後四時に終る
前各項の外に係る節目ハ凡て普通議事の順序に依るへし
典獄協議會の議に付し修正確定したる會議規則左の如し

相談手續
一本會の會長の投票を以て之を定め書記ハ當番監獄の負擔とす
但當番府縣の投票を除く
一會員の席次の抽籤を以て番號を定む
但隨行の書記看守長の番號を定めず其典獄の次座とす

一問題の臨會に際し直に會長へ提出すへし
但豫考を要すへきものと思慮する問題へ成るへく廿日以前に提出し當番府縣に送付し其當番府縣へ之を各會員に頒付すべし

一甲乙類似の問題の會長に於て發題者に商議し一問題に纏むることを得
一各地の取扱に付單に問合せに止る事項と雖とも本會の談話に付し會長の紹介を経て應答すべし

- | | |
|-----------------|-------|
| 同府看守長 | 大島英 |
| 岡山縣典獄 | 西村茂範 |
| 徳嶋縣典獄 | 千石學 |
| 京都府典獄 | 小野勝彬 |
| 廣島縣典獄 | 石井翼 |
| 同縣看守長 | 山縣齊高 |
| 愛媛縣典獄 | 野田直幹 |
| 三重縣典獄 | 新妻駒五郎 |
| 同縣看守長兼監獄書記松岡尙隆 | |
| 香川縣典獄 | 田中義達 |
| 同縣監獄書記兼看守長濱田辰四郎 | |
| 和歌山縣典獄 | 濱田時郎 |
| 岐阜縣典獄 | 中川靜 |
| 同縣監獄書記 | 篠田正徳 |
| 兵庫仮留監典獄 | 長屋又輔 |
| 同看守長 | 布下積壽 |
| 山口縣典獄 | 岡野正輝 |
| 高知縣典獄 | 永松傳 |
| 富山縣典獄 | 大樂新造 |
| 滋賀縣典獄 | 佃宣正 |
| 同縣彦根支署長監獄書記兼看守長 | |

外 内務省屬 奥村 勇藏 山上 義雄

午后長屋典獄會長席に就き各府縣提出問題を集めたるに其數極て多く若し之を純然たる會議体を以てせらんか到底制限ある日子中に議了する能はざるのみならず自然理論にのみ趨り實際に遠く獄務均一の目的をも達する能はず協議會の本旨に悖るの恐なしと謂ふへからず故に會長は先づ提出問題に就き事体重きものにして討議を要するもの及決議の上本會の希望として主務省へ上申すへきもの并に單に打合に止まるものを區別し之を各會員に分つことに決し午后二時退散す

翌一日より日々議事を繼續し決議及談話に付したる事項左の如し

○決議之事項

- 一 刑事被告人に枕密廳場技等の買入願は一切許さざるや 岐阜縣提出
- 一切許さざる事に決す
- 一 刑事被告人の書信は典獄の檢閲を要せざる乎 高知縣提出
- 檢閲すへきものと決す
- 一 徒刑の婦女にして假出獄の場合現今内地にて執行するの外無之と思考するも其處分如何 大阪府提出
- 懲役囚全廢の取扱に於て妨げなしとする方に決す

○談話の事項

- 一 警察留置場に於ける戒護上の注意 山上内務省屬提出
- 警察留置場は一の監獄なれども警察官は司獄官吏の如く監獄則に依り其取扱を嚴密にする能はずと雖も近來稍々其面目を改め不都合と認むべきとなし併し何分留置場の狹隘なるが爲め男女の區畫をなすのみにて其他に及ばず且つ戒護人員の足らざる爲め檢束上充分と云ふ能はざるへしと思考するの說多し
- 一 護送途中の注意 同上
- 護送官吏は從來は種々弊害ありしも目下大に其弊を絶ちたり然れども看守と巡査と比較するときは看守の方注意行届き護送途中の不都合少なき實況と認むる說多し 同上
- 一 監視執行法の適否等 同上
- 監視執行は眞に取締の効を奏すると能はず反て被監視人生計の妨げとなることあり被監視人は生計を爲さんが爲め知らずして強犯に陥るもの多し是或は犯罪逮捕の件數を増さんか爲め其具となるの疑なき能はず要するに利少くして害多きものたるに遇さざるを全廢するを可とするの說多し
- 一 看守課長宿直等夜中の勤務方法は如何するや 和歌山縣提出
- 看守課長ハ他の看守長と打交せて宿直するあり或は他の看守長欠勤のときは補欠するに止るもありと雖も要するに課長は宿直を除きたる所多し
- 一 看守長當直する方法は如何するや 同上
- 看守長の當直は看守長の休憩中は其時間上席看守を以て補助せしむる方多し

一 看守部長は偏り支署而已に限らず本署にても置くに改められたき旨其筋に建議 兵庫縣提出

建議することに決す

- 但建議は當番府縣知事より決議の事項を警保局長へ通知するに止まるものとす
- 一 看守の俸給巡査全權勅令を以て被相定度旨建議の件 高知縣提出
- 建議することに決す
- 一 看守奉職警約年限を五ヶ年と一定しては如何 兵庫假留監提出
- 已に五ヶ年と爲す所も少からず且將來五ヶ年と爲す方に決す
- 一 懲治人を監察するに其期限を五期に分ち責表を下付し且つ優遇を興ふるに相成度し 京都府提出
- 從來儘にて差支なしと決す
- 一 囚人懲罰の種類を増加し及刑事被告人の罰法を設けられんとを望む如何 同上
- 建議することに決す
- 一 看守懲罰例に對する細則を定め一般に訓令せられんことを本會の決議を以て内務省に稟請するの可否 三重縣提出
- 從前の儘にて差支なしと決す
- 一 現今別府留置人を處罰するに舊則を適用するとと相成居るも舊則を今日に用ゆるは如何 京都府提出
- 本省の指令に從前の通りとあるは從前の通り罰すへしと示すものにて其罰則は現行の監獄則に依ると無論なるを以て建議するに及す
- 一 甲乙府縣囚人の移轉の際其著服轉換法を設くる事 山口縣提出
- 本署は當番縣より警保局に問合すとに決す

一 在監人に贈與する食物は其當日食盡さしむるや又は翌日に持越さしむるの方法なるや 全 上

一度限りに食ひ盡すへきものに限るとするの說多し

- 一 看守教習の學科は講義体のものを筆記せしむるや又は本文のみを書取らせあるや 全 上
- 講義体のものを筆せしむるものとする方多し
- 一 看守教習科目と訓役の科目とは異なるや又は同一のものなるや 全 上
- 教習科目と訓役科目とは各別なりとの說多し
- 一 看守教習生の外看守押丁を練せしむるや 全 上
- 教習生外の看守押丁にも練をなさしむる方多し
- 一 囚人就役時間中便用は幾度なるや 全 上
- 出房中便所度數は大概三度乃至四度なるも或は五度とする處もあり要するに四度と定むる所多し
- 一 女監取締の用具は如何するや
- 用具にマント若くは編織草等種々なり又頭は束髮而して袴を着用せしむる所多し
- 一 囚人番號ハ各監各別にすや又は總囚押通しなるや 全 上
- 女囚刑事被告人囚人等に別つありと雖も要するに總囚押通しに爲す方多し
- 一 未丁年の教育及懲治人の教育は教諭師一切負擔し總囚ハ補助せざるや 同上
- 教育は教諭師又は之を補助する雇等をして負擔せしむると多く總囚をして補助せしむるは少し
- 一 刑事被告人運動時間は凡何十分間なるや 同上

刑事被告人運動時間は種々なり要するに其時間は凡う十分より少ならず三十分より多からず
 一人放免の際着衣なきものは衣類の差入を許すや 岐阜縣提出
 衣類なきものには其差入を許す
 但保管の手續をなす迄あらざるものは出獄の際本人に渡さしめ着用し出門せしむ
 一十六歳未満の幼年囚減食に處したるときは菜も減少するや 同上
 菜は減少すべきものにあらざるを爲す方多し懲罰の目的を達するに丁年囚同一に減する方を希望する説多し
 一囚人の懲罰は内規ありや 同上
 從來ありたる處ありしも目下内規のある處なし
 一科程外の工賃は一等或は三等以上に非されば給與せざる乎 同上
 毎等之を給與する方多し
 一科程の等級は一等より二等迄の範圍を二等とし二等より三等迄の範圍を三等とする取扱あるか如何 同上
 何等何程とし其範圍を設けず例へば草鞋八足を二等とすれば十足を一等とするの類 同上
 一刑事被告人并に囚人の携帶兒に食物の差入を許すや但し其制限の設けあるや 同上
 間食物は許すとす但し其時相當の食物は許す方多し
 一官報小國民福音新報の如きは新聞紙と見做すや
 一刑事被告人判所呼出の原洋服或は袴着用編履草鞋傘の携帶を出

願したるとき身分罪許如何に拘はらす一切許さざるや 同上
 編履草鞋傘は許さす其他差支なき限りは之を許すとするもの多し
 一辨護人の接見は三十分を過ぎれば更に出願せしむるや 同上
 實際三十分時に涉らすして止む處多し若し限外に出ざるを得ざるときは更に出願せしむるの説多し
 一刑事被告人則ち拘置監の配飯配水は何人になさしむるや 同上
 配飯配水は押丁の方多しとす
 一食量の多き者には菜も多く與ふるや其分量 同上
 菜は均一に給與する方多し
 一入浴の程度并に温度入浴時限 同上
 温度は凡そ九十三度數は夏期一ヶ月に八回乃至十五回冬季一ヶ月三回乃至七回と種々なり
 但入浴時間は五分間とする處多し
 一減食の罰には役業を取らしむるか 同上
 役業はなきしめす
 一在監人の受信にして斷文なるときは本人の所持金を以て翻譯せしめ而して檢閱するを可とするや若し可とすれば所持金なき時は如何 同上
 曩に京都府より警保局へ問合に翻譯料を自辨せしむ若し自辨する能はざるものは之を許さすとあるに依り了解す
 一携帶乳兒に給與する飯糧如何 愛知縣提出
 二合とする處と三合とする處とあり
 一幼年囚學育の程度如何 同上

尋常科の程度とす

一丁年囚休憩時車事の爲め筆墨又は紙石盤等の購求を請求するときは許可する乎 同上
 許可せずとの内務省指令あるを以て了解す
 一拘置監にて被告人に食物(假令は毛布坐蒲團の類)又は團扇扇扇使用せしむる可や或は可成一定し置きて如何 香川縣提出
 食物を許さざる方多し但團扇扇等は各地の實況に依り蚊蚋の多き處或は監房の構造上苦熱甚しき處は團扇を許すありて各地一定し難し
 一詩賦和歌及之に關する參考の書籍昇帳ならざる稗史(大關記源平盛衰記夢想兵衛胡蝶物語貞田三代記入犬傳等)の如きは教育書の部類に編入するを得べきや(監獄則第三十二條) 富山縣提出
 囚人の方は小説本等の昇帳に添ふるものは許さすとする方多し
 但至尋の御宵帳あるものは之を許さす
 一日曜日の午後は服役を止め其時間の全部を教誨に充つると 山口縣提出
 教誨后再び就役せしめざる方多し
 一出獄後犯罪を防ぐの一手段として警察官に出獄のとき獄内に於ける行狀を通知するとして如何 奈良縣提出
 通知を要せずと決す
 一十六歳未満の幼若及懲治人を總て監獄署に集禁するの可否 三重縣提出
 懲治人は本署に集むる方多し幼年囚は渾て本署に集むべきものと爲し難しとする方多し
 一監獄則の改正を内務省に建議すると 石川縣提出

監獄則の改正は冀望する處なきも輕々購了し盡くすへきもの

一監獄看守教習科中擊劍の爲め負傷したるものは職務上傷疾とみなすや如何 同上
 職務の類と見る方多し又先年警察にて巡查水泳演習中溺死したるものありて是を職務上の死と認め取扱ふたる例滋賀縣にあり一強改に服する囚人役半はにして輕役に轉役若くは病氣の爲め輕役に服さしむるときは其食糧如何 同上
 現改相當の食糧を給す併し場合に依り定め難きものありとの説なり
 一科程の了否を檢するとは施行細則第四十七條に明文あり然るに明文の如く取扱をなすは數多の人を要し且つ繁雜を感ず右は實際如何取扱はるゝや又此明文通りなれば其方法手續如何しあるや 香川縣提出
 別段便法なしとする方多し
 一開室は五晝夜を限るや或は引續き執行し得るや 同上
 廿四年八月大坂府より警保局へ問合に依り引續き執行する方多し

一幼年囚學々科は法則の如く讀書算術習字の三科のみなるや又は修身課或は作文書取等をも授けらるゝや 同 上

普通とする方多し

一被告人 拒訴するに際し豫納金免除の赤實保証を在籍町村長に請求するに當り郵送なき場合の取扱方は如何 同 上

一被告人の權利に關する重大なるを以て所持金なきときは監獄より照會する様取扱ふ方多し

一囚人の法律命令書を見んま請ふものには其必要なる部分のみ見せ居るや又は監房に持せ置くと他の書籍と一般なるや否や 奈良縣提出

全部を見せしむる方多し 同 上

一押丁に肌着を與ふる監獄あるや承りたし 同 上

一刑の執行を受けたる日より三日間亦放免の日三日以前は別房に拘禁し殊に教誨をふすや 富山縣提出

一懲罰因に接見を出願する者ありし時は其事件の如何に拘げらるす許すや否 全 上

一時に必要と認むるの外は許さずと爲すの方多し

一仮出獄を申請するには主刑の期限に内規を設けあるや如何假令は一年以内は申請せずと略内定しあるや 全 上

一防病患者の有無及其豫防法 山口縣提出

排泄物の豫防に注意する等にして未だ充分に試験したる所少し

一定役に服する囚人の食糧は料程の等級に應じ其多寡を定むると

業種に依り区分する旨に警保局の回答あるを以て了解す

此他に煩雜なる問合せ事項なりとす

三重縣提出

中央府縣教誨師聯合協議會錄事

○會同の順序

千輪性海氏の手
輪に依る

一本月二日より京都府下京都市下京區花屋町連東中筋向本願寺宣布院を借受け一週間の會期にて開會せし中央二府十六縣各監獄署教誨師聯合會は本年五月中旬短起者中の或一人之を唱導し他の主唱者に其旨を通せしに時機相投し共に滿腔の希望ふるより第一に發起者檢閲會を六月二十日より二十二日にまで三日間京都宣布院に催し理事會計接待等の受持を互換し該開會に關する方法順序及豫算決算等を議し發起者より提出する議案編製調査委員を互換せしに里見時田千輪の三名當選し開期は滋賀縣に開かるゝ兵庫假留聯合府縣監獄會と同時にすれば交渉上萬事好都合ならんとの説に決し更に提出議案の委員會を右三名任地の中央なる兵庫縣に八月一日より開くこととして萬事分擔の上離散し八月一日より委員會を開きしに恰も好し小河監獄署長麓内山陽山陰南海地方を巡視せらるゝの機而も其當日は大府監獄署巡視せらるゝに際し委員の一人喜ひ馳せて直接本會計書の順序を告げ各典獄に教誨師を本會に出席せしむる様照會の勞を煩し委員會は同六日に決り滋賀縣監獄會時所の決定と共に本會も十月二日午前九時開會するとし前日までに着京あらんとを典獄に

執行水音慈普良大谷派の太田祐慶氏等を始め兩本願寺の各役僧各府縣の書記看守長及新聞記者等なり

一第二號議案中機關雜誌を發兌する事は二讀會に於ては既に可決せしも段々將來を慮り穿る警察監獄學會雜誌の一隅を割愛せられんことを同社に照會依頼し監獄彙報の次に教務の一欄を設けられんことを本會より依頼し教務に關する記事は之に掲載を乞ひ又時々教誨師よりも投書することとせんとの説より之に可決して本案を廢棄せり

○同會發起人

- | | |
|-----------|-------|
| 岡山縣監獄教誨師 | 千輪性海君 |
| 奈良縣監獄教誨師 | 小野史一君 |
| 兵庫縣監獄教誨師 | 渡邊龍楸君 |
| 滋賀縣監獄教誨師 | 片桐梨潭君 |
| 兵庫假留監獄教誨師 | 蔣田楚雲君 |
| 大阪府監獄教誨師 | 里見法爾君 |
| 京都府監獄教誨師 | 掬月政臣君 |

○會同議員

- | | |
|--------|----------|
| 兵庫假留監 | 本派 蔣田楚雲君 |
| 大阪府監獄署 | 全 里見法爾君 |
| 全 | 全 河野純孝君 |
| 全 | 全 吉見頼母君 |
| 全 | 全 水田俊長君 |
| 全 | 全 龍野善立君 |
| 全 | 全 掬月政臣君 |
| 京都府監獄署 | 全 高階海量君 |
| 全 | 全 |

以下會を教誨師には精々出席相成度目案内獄に會同員意得書を請へて郵送し發起者七名は九月廿九日に着京し夫々準備を爲し會同者を鶴者相待らしに別紙の如く四十一名の出席者にて二府十六縣中一人も出席者なきは唯富山縣耳(主任教誨師)他は何の府縣も多きは七名少きは一名各熱心に討論せられたり最も會同員より提出せられたる議案は其調査方法を議場に誇り遂に發起者提出議案に同一なるものは之を著き其説の越權又は他の法則に抵觸又は目今の獄製上實行し可たき見込のもの之を削除し提出者中甲乙同一なるもの之を纏めて一文章とし右に稱れざるものは其文の巧拙に拘らず提出者に満足を得へんか爲に議案とする云條件附にて調査委員五名を公撰し號外提出議案としたり又會長は里見法爾同前時田楚雲の兩氏の當撰せられ日々午前八時より午後四時三十分若しくは五時迄まで六月よりは更に夜會を午後七時より十一時まで何れも熱心に我情を離れ懇切に實際に徴し討議せられ尙茶話會を催して自由に彼我の實地を懇話せられたる等は語に發起者も満足を表し會同者も本會は實に有益なる事推しにありしと自費を擲て出席せられたる人々も満足の意を表せられたり

一會期中高僧善者經營家の有益なる演説あり即四日に赤松連城武田鷹和 高僧六日には永屋兵庫假留監獄典獄香川 夜見高僧七日には山口縣監獄の挨拶七日には田中香川縣典獄山上内務廳佃滋賀縣典獄小野京都府典獄八日には石川縣典獄真宗大谷流高僧等の何れも有益なる演説並に挨拶あり就中赤松武田兩高僧の演説は最も滿場に充分なる感しを與へられたりと認む

一來 監獄署中重なる人々は岡山山口香川徳島愛媛富山石川鳥取島根假留監滋賀京都等の各典獄山上内務廳本願寺執行長大洲鉄然氏同

全	木村教信君
全	南水光丸君
全	生熊省七君
全	仙石辰碩君
全	神谷墨猷君
全	神谷墨猷君
全	片桐梨潭君
全	種村寶淵君
全	波邊龍樹君
全	田牧最勝君
全	小野線針君
全	館秀曆君
全	脇本職信君
全	阿部大等君
全	小野史一君
全	服部月華君
全	津村智龍君
全	千輪性海君
全	眞言 字喜多知本君
全	本派 佐々木石溪君
全	赤松皆恩君
全	久保維一君
全	古河語玉君
全	西明地信順君
全	佐波成章君
全	大塚唯範君
全	徳島縣監獄署
全	眞能義聞君
全	石川縣監獄署
全	大派 青木賢瑞君
全	全小松監獄支署
全	藤郷了澄君
全	島根縣監獄署
全	神道 山本淡藏君
全	全濱田監獄支署
全	本派 市野得心君
全	兵庫縣徳山監獄支署
全	同 金尾英徹君
全	鳥取縣監獄署
全	同 高城説嵩君
全	同米子監獄支署
全	同 磯勝雲君
全	同 磯勝雲君
全	合計四十一名 内本派三十三名 大派四名
全	眞言宗一名 神道一名 儒道二名

○臨席の諸官員

兵庫假留監典獄	長屋又輔君
京都府典獄	小野勝義君
京都府看守長	田村英吉君
廣島縣看守長	山縣齊高君
山口縣監獄署	岡野正輝君
石川縣監獄署	高北忠吾君
愛媛縣典獄	野田直幹君
香川縣監獄署	田中義達君
香川縣看守長	濱田辰四郎君
大坂府看守長	細川某君
滋賀縣看守	佃正宜君
京都府看守長	青山成樞君
廣島縣典獄	石井翼君
兵庫縣典獄	櫻井高尙君

○臨席僧侶

岡山縣典獄	西村茂範君
石川縣看守長	岡田英一君
奈良縣看守長	高屋常三郎君
鳥取縣典獄	堀内久保君
大坂府看守長	大島英君
富山縣典獄	大樂新造君
内務屬監獄課員	山上義雄君
本派本願寺	大洲總然君
同	水原慈音君
同	香川葆晃君
同	赤松連城君
同	武田篤初君
同	藤井正信君
同	楠潛龍君
同	足立法敏君
同	加藤正廓君
同	太田祐慶君
同	志田延精君
同	白尾義夫君

○決議

（教誨實施上に関する案）各府縣の教誨を一定ならしむる爲教誨概則を設くること左の如し○教誨概則●第一章教誨の標準 第一條教誨は教誨師各自奉信の宗教に據る但教誨は力めて圓滑を旨とし種々の障礙を惹起せざらんことを要す●第二章教誨第二條教誨を別て左

中央府縣教誨師聯合協議會錄事

の二種とす 一集合教誨 一個人教誨 第三條集合教誨の種類は大約左の如し 一免役日教誨 二日曜日教誨 三貫表式教誨 四思典式教誨 五休役間教誨 六罷役後教誨 七病室教誨 八減食教誨 九新入者教誨 十放免者教誨 第四條個人教誨の種類は大約左の如し 一新入者教誨 二情願者教誨 三接見者教誨 四受發信者教誨 五遭喪者教誨 六病者教誨 七特強者教誨 八屏禁者教誨 九獨居者教誨 十減食者教誨 十一闇室者教誨 十二放免者教誨 十三死刑者教誨 第五條集合教誨方法は大約左の如し 一免役日教誨は免役の旨趣を顯用して宗教を講す 二日曜日教誨は専ら宗教を講す 三貫表式教誨は貫表授與の旨趣を顯用して貫表者に對して悔悟の實を全ふすへことを教諭し總囚に對しては受賞者の行爲に則り速に改過すへきを勸奨す 四思典式教誨は前項の例に同じ 五休役間教誨は毎週間一回以上各役業場に就き宗教修身若くは監業に因み自活の道等を講す 六罷役後教誨は毎週間一回以上各監房に就き罪實刑名等囚人の種類に應じ宗教及修身の道等を講す但初犯者に對する本項及前項の教誨は特に度數を増加す若罷役後は専ら個人教誨の方針を取り及書籍の講話等を爲す場合に於ては本項教誨の度數を減し又は廢するをあるへし 七病室教誨は毎週間數回病室に就き宗教及修身の道等を講す 八減食監獄教誨は毎日若くは毎週間數回其監に就き獄則の遵守すへき理由を講す但本項教誨は減食者多數にして個人教誨の行届かざる場合に於て之を行ふ凡て被罰者教誨は懇諭に流れず嚴肅を旨とすへし 九新入者教誨は罪實及初犯者再犯以上者等部類を分ち其種類に應じ在監中の心得を懇諭す 十放免者教誨は罪實及初犯者再犯以上者等部類を分ち其種類に應じ在監中の既往に徴し將來再び罪を犯す可からざることを懇諭す但本項及前項の教

中央府縣教誨師聯合協議會錄事

誨は出入監督多數にして個人教誨の行届かざる場合に於て之を行ふ
 第六條個人教誨方法は大略左の如し 一新入者教誨は既往の經歷
 に徴し將來在監中の心得を懇諭す凡て個人教誨は教誨者の性質を
 注意觀察して其性質に適合するを要す 二情願者教誨は教誨出願の
 要領に基き適宜に之を講す 三接見者教誨は接見談話の情狀特に教
 誨の必要を認むる場合に於て其談話の趣意に基きて懇諭す 四受發
 信者教誨は受發信書中特に教誨の必用を認むる場合に於て其信書の
 趣意に基きて懇諭す 五遺棄者教誨は親子の情に基き宗教及人倫の
 道等を講す 六病者教誨は病室慰問の際病囚の希望に應じ又は獎勵
 し若くは危篤者に就き宗教及修身の道等を講す 七屏禁者教誨は毎
 日一回以上犯則者の情狀に應じて教諭し宗教及修身の道等を講す
 九獨憤者教誨は前項の例に同じ 十減食者教誨は第七項の例に同じ
 但減食者多數にして行届かざる場合に於ては其犯狀最も重き者に就
 き之を行ふ 十一關室者教誨は第七項の例に同じ 十二放免者教誨
 は在監中の既往に徴し將來再び罪を犯す可からざることを教諭す
 十三死刑者教誨は死刑確定の日より時々其居房を訪問し宗教を講し
 安心立命せしむ 第七條教誨師は已上に掲ぐる教誨に従事するの外
 毎日役場及留後後監房を巡視し病室を慰問し且つ巡視慰問の際在監
 人の希望に應じ又は獎勵して宗教書翰等々を講話す 第三條視察上
 第八條在監人を視察し其否を識別する標準は大略左の如し但視察上
 に必要なる事件は精密なる表式用紙を調製して之を記入すへし左の
 各項を備ふる者を以て良とす 一宗教を信仰するの志篤き者 二品
 行正真にして着實なる者 三性質淳真にして悔悟の狀ある者 左の
 各項を備ふる者を以て否とす 一神佛祖先に對し崇敬の念なき者
 二行爲不真にして粗慢なる者 三性質奸黠にして悔悟の狀なき者

第九條滿期出獄者にして將來再犯の憂なきものと認定する標準左の
 如し 一犯由の惘諒すへき者 二財産を有し糊口を爲すに足る者
 三父母妻子兄弟等の幾部分ある者 四犯罪の媒助とならざる誠業あ
 りて自營の見込ある者 五在監中真と認めし者 六以上各項の幾部
 分を缺くも雖も特に改悛の狀ある者
 (請開案) 在監人は大略無宗教者として教誨するの可否(決)審計
 論の末無宗教として教誨するを可とする方に決す 〇囚情を觀察する
 重なる手段は如何(決)討論の未曾同員各自觀察項目を起草し委員を
 撰み審議せしめ併て觀察用紙を調製せしむることに決す 〇教誨の實
 効を表する統計の方法は如何(決)委員を撰み實効統計表用紙を調製
 し毎月表を作り毎半期末に亦之を統計し典獄内務官等へ報告するこ
 とに決す 〇司獄官教誨室に臨席及退席の際神佛に向て尊重に敬禮せ
 られんことを典獄に請求するの可否決請求するを可とす但敬禮は
 脱帽黙禮と合掌禮と二派に分れ結局合掌禮に決す 〇囚人の教誨師に
 對する尊稱(教誨師様又教誨師殿の如し)を一定するの可否決德義的
 のとを囚人に令前するは穩當ならずとて否決す 〇教誨師一名の受持
 囚人は二百五十名以内ならざれば教誨の目的を達し難しとするの
 可否決本項は個人教誨を善とせば今日の如く少數の教誨師にて其
 目的を達し難しとて提出せられたり然に本項は經費に關せば急に實
 行を望み難しとして凡二百五十名以内になさんとを要すと修正して
 將來を豫期することに決す 〇宗教書籍中小説に類似する者も囚人に
 讀ましむるは不利益とする方に決す 〇宗教書籍にして他宗教を攻撃
 するものを囚人に讀ましむれば弊害ありとするの可否決審計討論あ
 り遂に弊害ありとする方に決す
 (教誨擴張に關する案) 教誨師養成所を設置せられんことを兩本願

寺へ建議するの可否(決)本案は討論の末監獄教誨師協會を設置せら
 れんことを教誨師各自所屬本山へ建議することと修正す 〇教誨師機
 關雜誌を出版し全國教誨師へ配付するの可否(決)本案は種々議論あ
 り遂に第三議會に於て廢案と成る 〇中央府縣監獄教誨師通信所を京
 都に設置するの可否(決)本案直に可決と場所は京都市下京區西中筋
 住吉町廿七番地と定む經費は聯合教誨師の負擔となせり 〇九州各監
 獄教誨師通信所を設置せられんことを九州教誨師會同の會長たりし
 高石大節君へ照會するの可否(決)直に可とする方に決す 〇來る明治
 廿六年全國教誨師大會同を東京に開くの可否(決)本案は至極結好の
 事なれども遠隔の出席者は旅費多額を要せば到底希望を達し難しと
 て討論散漫に分れたれども一府縣より一人撰して一名を出すとせ
 は宜しがらん逆遂に全國大會を開くことに決す
 (建議) 中央府縣各監獄教誨師聯合會は毎歲開會あらんことを望む
 (決)本項勸議は贊成者大多數にて直に可決せり
 (號外議案) 教誨の目的は専ら囚徒の我情を退治し溫和の性を涵養
 するにあり(龍野善立提出)(決)本案は斯く讀するの必要なしとして
 廢案に歸す 〇囚徒中悔悟の程度を計り層級法に依り之を獎勵し漸次
 に他囚を誘導せしむるものあるへし(西明地信順提出)(決)本案は種々
 議論あり遂に可決す 〇未丁年若くは懲治人の教誨は別に之を設くへ
 し(阿部大肇 佐波成章 提出)(決)直に可決す 〇日曜日教誨の後囚徒
 の質義に應じ又は特に教誨するものある可し(佐波成章 提出)(決)本案
 は大抵實施し居るとなれば別に異論なしとて直に可決す 〇在監中罪
 惡の傳播を豫防する方法ありや(佐波成章 提出)(決)本案は教誨師
 の權限にて爲し能ふべき者にあらざれば廢案とすへしとて否決す 〇
 教誨室に勉て清潔を旨とし其威嚴を保持することを怠る可らず(小野

論計提出)(決)本案に異議なく直に可決す 〇日曜日教誨は冒罪に仍て
 之を區分す(佐々木石溪提出)(決)本案は日今實行し難き事なりとて
 廢案に歸す 〇古今聖哲の格言を各監房に掲示し誦讀賦味せしむ(宇野
 多智本提出)(決)本案は討論の末各房の下(及工場)の三字を加へるこ
 とに修正可決す 〇教誨の要旨は日誌に記載し之を教務所に保存す(宇
 野多智本提出)(決)本案は必要として直に可決す

批評

痴山生の監獄教誨論を批評して聊
か卑見のある所に及ぶ

北海道樺戸 松尾音治郎

監獄教誨のことに關して、をい、諸家の高見も現
 れいでんずる有様ありて、いよ、斯道改進の端緒
 を開ける事、何よりも賀すべき次第なり。痴山生
 が監獄教誨論の如き、亦以て其一に數ふべきものな
 らんか。余や痴山生の何人なるを知らず(監獄學雜誌
 一文字は、大抵本名を署せざるの風あり。如何なる因縁あると
 や、一向解するを得ず。人物の如何によりては、其所論に讀み分
 べしとす。本名なきが爲めに、其真意を解するに甚困難なる場合
 少しとす。堂々たる監獄學雜誌に登載せらるるからには、本名を
 大著して明白に責任を擔ふとしては如何。尤も諸士は、何れ朝野の
 名士にして、署名こそ本名同様にして、別人の承知する御方なるべ
 し、それにして、余が如き田舎漢もあることなれば、)と雖ども、其
 何ぞか其邊の御注意あらまほしきものなり)と雖ども、其
 所論を案するに、儒道を尊崇するの人なるが如し。

や、論理に明晰を欠くやの憾みなき能はずと雖ども其大意大主義の存する處に到つてハ。論じ得て昭乎たりと謂つべし。余や誠に草莽の一愚民。肯へて名家の高説を批評するに價ひせざる者と雖ども。もし名家にして余が借越の罪を恕せんとならば。余の遠慮なく其所懐を開陳して憚らざるべし。余ハ痴山生の高見を讀んで。先づ二個の思想を得たり。曰く賛成を表すべきの眞理を含めると一なり。曰く駁撃を加へざる可からざるの虚理を含めると二なり。其賛成を表すべき眞理とハ。

第一「空漠タル世外ノ道理ニ馳セズ。處事接物。修身齊家ノ道德ヲ以テ教誨スルヲ第二假リニ我國監獄教誨ヲナスニ宗教ヲ以テストセンニ。或一派ニ限リテ全囚ヲ教誨セシムベキカ。將タ各囚其宗派ノ異ナルニ從ヒ教誨ヲ施ス可キ乎。各宗悉ク其異ナルニ從テ教誨ヲ爲スガ如キハ。到底爲ス可カラサルノヲナレバ。勢ヒ或宗派ニ限ラサルヲ得サル可シ……………各自其自宗ヲ崇拜スベキハ當然ノ事ニシテ。從テ之レカ教誨ヲ受クル者ヲシテ。之ヲ信仰セシメントスルノ傾キアルベキハ數ノ免レザル所。而シテ他宗信仰ノ徒ヲシテ不快ノ念ヲ生

セシムベキハ。是亦止ムヲ得サルノ勢ト言フ可シ。果シテ然ラハ宗教ニ冷淡ナル多數囚徒ニ向ツテ効ノ奏スベキナク云々第三法網ニ罹リ鐵窓ノ下ニ呻吟スル彼囚徒ノ如キハ。頑愚無識。論スニ理ヲ以テスベカラズ。導クニ法ヲ以テスベカラズ。宗教ノ或方便ヲ以テ之ヲ導化スルニ若カゾト。是皮想ノ見ノミ。……………彼等囚徒ハ決シテ無智愚鈍ナルニアラサルナリ。彼等ノ中或ハ東西ヲモ辨ヘサル白痴ノ如キ者アラン……………然レモ彼等ノ多數ハ……………邪智姦才ノ逞マシキ驚クニ堪ユベキ者多シ……………是等ノ輩ニ向テ愚直ナルモノニ對スルカ如キ教導ヲナサバ。又何ノ益アランヤ云々。とある三點なり。此三點に於てハ。余亦大ひに其眞理を含蓄せるものなるを承認す。尤も宗教をもて教誨すればとて強ち世外の道理に馳せるとのみ限るべからず。教誨師其人の心得によりてハ。譬へを昇近に取り。臨機應物の宗教々誨をなし得べし。決して難事にあらざるなり。又生が高見の如く。我國の多數囚徒は。宗教に冷淡なる者なれハ。ヨシ一宗派に限りたりとて思ふ程に宗旨嫌をなさざるべし。乃ち此二事を承認して。然るのち生の高見を誦讀する時

ハ。余其眞理に達すると。決して遠かしざるを信するなり。其駁撃を加へざる可からざる虚理とハ。

第一宗教ヲ以テ我國監獄教誨ヲナスノ不可ナル所以ハ。其教旨ヲ信シ。之ヲ聽キ。之ヲ味ヒ。消化シ。同化シテ其歸善ノ實ヲ奏スル能ハザルヲ以テナリ云々第二宗教ヲ以テ人ヲ道化センニハ其教誨ヲ受クル者ニ於テ。之ヲ信仰スル熱度ノ高カラント要スルハ論ヲ待タズ。然ラスモ之ガ教誨ニヨリテ其信仰ヲ厚フスルノ素アルヲ要ス……………我國監獄ノ囚徒ハ。果シテ此宗教々誨ヲ受クルニ適スルノ素ヲ有スル者ナルヤ否ヤ。万ヲ以テ數フベキ囚徒ノ中。之ニ適スベキ者固ヨ。多少是レアラン。然レドモ少數ヲ以テ多數ヲ左右スベカラズ……………熟テ我國ニ於テ宗教ノ各人ノ腦裡ニ如何ナル現象ヲ與フルカヲ觀察スルニ。貴賤貧富ヲ問ハズ。老弱男女ヲ論セズ。概シテ甚ク宗教ニ冷淡ナル者ト云ハザルベカラズ……………所謂信仰ノ念慮ナク。又信仰ヲ來スノ素。至微至薄。殆ンド無シト云フベシ。宗教々誨尙は恰適スベシト云フヲ得ベキ乎。(第三)人文マスノ盛ニ。開化マスノ進ムニ從テ。宗教ノ年々其退歩ヲナスハ實ニ蔽フ可カ

ラサルノ事實タリ。宗教ノ教理運命己ニ此クノ如ク。宗教ノ信否又彼ノ如シ。而モ泰西諸國ノ如ク信教者ヲシテ多數ナラシメハ尙ホ可ナリト雖モ。今之ヲ以テ我國監獄教誨ヲナサントスルハ。恰モ新々ニ信者ヲ養成セントスルニ異ナラス云々と論述せらるゝの三點なり。此三點に對してハ。余駁撃せざらんと欲すと雖ども得べからざる所なり。請ふ試みに其理を陳ぜん

(第一) 抑も痴山生は如何なる理由と事實とを論據として。「宗教ヲ以テ我國監獄教誨ヲナスノ不可ナル所以ハ。其教旨ヲ信シ之ヲ聽キ之ヲ味ヒ。消化シ同化シテ其歸善ノ實ヲ奏スル能ハザルヲ以テナリ云々」の言語を發せられたるか。全文を讀了するも。余未だ論據を發見する能ハざるなり。もし論據なくして斷定を下さんか。是妄斷のみ。假定のみ。何んぞ稱するに足らんや。或ハ痴山生の思想を察するに。宗教ハ世外の道理に馳せ。死後未來の事のみを嘖々して。現在の人倫五常を忽にすとの意味にてもあらんか。是未だ宗教の眞義を解せざるの偏見のみ。宗教とし云へハ。必ず逐世。出家。死後。未來。空々寂々の理を説くものとの

み思ふべからず。宗教にも種々ありて。所謂進化の理法ハ此處にも存するなり。されバ今日最も發達進歩したるの宗教ハ。未來永遠を語るに共に。此現在の活動世界に處て惑はず疑はず。仰ひてハ天命の嚴平たるを信して。希望活氣に滿ち。伏してハ人類の愛すべきを知りて。忠信孝悌を旨とし。以て一身を献して救世を事とするものなり。察せざる可けんや（悉しきを言へどならバ別に詳論すべし）此故に余を以て見るときハ。宗教こそ「之を聴き之を味ひ誠によく之を信するに於てハ即ち我と消化し同化し去つて。殆んど一物一体となる者なれ」と云はんとす。其實証は和、漢、泰西。何れの國史に徴するも。歴然として火を見るが如し。見よかの難きを避けず。危きを恐れず。一旦決したる處ハ。一命を棄ても變せざる者は。多くハ是宗教篤信の人なるにあらずや。思ふに其感化力。決して尋常道德教の及ぶ處にあらざるなり。且又。

(第二) 余が痴山生に服する能はざる處ハ。生が「所謂信仰ノ念慮ナク（我國の囚徒ハ）又信仰ヲ來スノ素。至微至薄。殆ントナシト云フベシ。宗教

洋に及せるハ。實に十九世紀を以て最なりとす。且又十九世紀の宗教ハ。寺院内の宗教にあらずして。社會の中心に活動し。或ハ禁酒事業の原動力となり。或ハ監獄改良の原動力となり。或ハ貧民救助の原動力。或ハ青年會事業の原動力となり。其他もろ／＼の慈善事業。若くハ農工事業の原動力となりて。以て益其進歩をなすの宗教たるを忘るべからず。故に過つて寺院若くは教會を以て。宗教を代表すとなすの人においてハ。或ハ退歩の現象なりやと疑ふことあらんかなれども。眞正の活眼家ハ決して然らざるなり。尤も我國の如きハ維新後大に宗教の衰頹を來したるハ事實なりと雖ども。之れ一時の變相のみ。必ずや宗教ハ人心に抹殺すべからざるものなれば。早晚これが回復を見るに到るべきハ。疑ふべくもあらざるなり。若し佛教にして老朽用ゆるに足らずとならバ。基督教はとつて之に代はるべし。若し又佛教にして尙餘燼を再燃すべしとならバ。基督教ハ相提携して其感化の効益を共にすべし。之れ宇内の趨勢なり。余が私言にあらずと信す

教誨尙ハ恰適スマシト云フヲ得ベキ乎」と云へるの点にありとす。ナル程我國の囚徒に信仰の念慮乏しきハ事實なり（無シト斷シ難シ）去りながら其信仰を來すの素に至つてハ固より之を有すと謂ふべし。少なくとも。其道徳の素を有する丈けは。即ち之を有すと謂ふべし。もし其微薄の点に至つては。何れ優り劣リハなきとならん。其理如何となれば。人心に宗教の念力存するハ（信仰の念）尙は彼の道義觀念の存するが如し。是を抹殺せんとするも得べからざるものなり（悉しきハ心理書を見るべし）焉んそ宗教心の素なしと謂ふことを得んや

(第三) 余が感服する能はざる所ハ。宗教の運命ハ人文の開化と相背馳するものなり。故に宗教を以て監獄教誨をなすべからず」との意味を表白する点なりとす。人動もすれハ宗教衰頹の説をなすと雖ども。是甚た實際に合せざるの虚想と謂ふべし。現に泰西の宗教史に徴するも。今十九世紀程。宗教の盛んに傳播したる時代ハ。未だ嘗つてあらざるなり。故に十九世紀ハ宗教復興の時代とまで評せられたり。殊に基督教の如き。其感化力を東

る批評なり。尊嚴を冒瀆したるの罪ハ。萬々宥恕を請ふとして。是より聊か余が卓見に論及せんに。余ハ我國の監獄教誨を以て。道徳主義の一方に限り。若しハ宗教主義の一方に限るとを否定するものなり。即ち道徳主義を以て一般の總因を教誨し。宗教主義を以て特志のものを特別に教誨し。以て此主義を両ながら採用して。其効果を一に收めんと欲する者なり。其理由ハ多々あるべけれど。先づ左の五六點を摘發して止むべし。

(第一) 余が事業に徴して確信する所ハ。罪囚を眞正に改心改良せしむるものハ斷じて宗教に如くものなしとの點是なり。

(第二) 宗教に如くものなしと雖ども。其宗教に入らしむるには。道徳の門を経さしめざるべからずとは。是亦余が確信して疑ふ能はざる所なり。蓋し宗教の弊たるや（殊に我國に於て）徒らに御利益主義。又ハ有難主義に流るゝにありて後を顧みてハ媳をいぢめながら。前を向ひては念佛すると云ふが如き。信心と義理人情とを別物となすの點なり。之がためには。賭博者にも賭博の神佛あり。盜賊にも盜賊の神佛あり。各信心して以て惡事を

働かんとするに到れり。是皆宗教に入るに道德の門よりせざるの致す所なりとす。思ふに信心の極意ハ「心だに誠の道にかなひなば祈らずとも神やまもらん」との一首の歌にこそれり。信心の第一要義ハ。心の誠道にかなふにあり。一身の利益。一家の幸運を求めんとするが如きハ。抑も第二の事と謂つべし。神明の祐助に依らずんば。なかな人の誠道にかなひ難し。聖人君子ならばいざ知らず。凡人のわれハ。只管天地の至神に祈りてこそ。始めて人道にかなふを得べけれ之れ余が一心に徴して確信するところ。之れを人に施して大過なからんと信する所なり

(第三) 右の次第なるが故に道心微かなる罪囚に對してハ。只單純なる道義上の法律を命じて。此の如くすべし。此の如くすべからずと云ふども恰も溝壑に陥れるものに何つて。汝此の如くして立ち。此くの如くして歩み。以て此平地に登り來れよと云ふが如し。彼れ固より其忠言の善なるを知る。雖ども。身己に疲勞し果て。其意に従ふ能はざるを如何せん。只此場合に必要なるものハ。此くせよ。此くせざれと命ずると同時に。之に活力

を與へて。自から行歩するの精力を得しむるにあり。
(第四) 夫れ眞正の宗教ハ。不思議にも。彼れ疲勞したる罪囚に對して。此活動の精力を與ふるなり。若し之を與ふる能はざりせば。是宗教と稱するに足らず

(第五) 此に於てか宗教と道德との。其歸着を同ふするものなり。人をして人たらしむるにあり。其異なる處ハ。道德ハ法を示すも活力を與ふること難く。宗教ハ法を示すと同時に此活力をあたふるにありとの理を發明するに足らん。然らば則ち。先づ道義教誨を以て總因に施し。以て道德の何たるを知らしめず之を實行せんとして活力に乏しきを悟らしめ。さて如何にしてか此活力を得べきその眞實心を發せしめて。而て后次第に宗教に入らしむる時ハ。心慮よりの改良を促すに最恰適の順序なりと謂つへし

(第六) 而して此順序に従ふ時ハ。義理人情をも解せざるものに。無暗に宗教を強ゆるか如き實なからしめ。却て宗教行奉の本旨にも叶ふに足らん。故に余ハ云はんとす。道義教誨ハ宗教は々誨の入

門として之をなすべしと

(第七) 然らば總因道義教誨の後ち。特別宗教々誨に充つべきの宗教ハ。果して如何にすべきか。宗教ハ或一派に限るべきか。將た數多の宗派を隨意に信奉せしむべきや。余ハ斷して云ふ。宗教の何たるを論ぜず。其教誨師が信實心底より隨意渴仰するの。一宗教に限るべしと如何となれば。元來實教の奧義なるものハ皆一つなり。即ち人をして人たるの活力を得せしむるにあれば。此活力をさへ得せしむれハ乃ち足れり。何んぞ信教の數多きを事とせん數多きときハ却つて感を生ず。それ特別に宗教を學ばんとする囚徒ハ。利益主義の信心者にあらずして。道德實行の活力を得んとする信者なり。されば主一無敵にして深く之を徹底せしむるを要す。是教誨師自らが篤信する唯一の宗教に限るとなす所以なり

以上縷述したる所ハ。余が監獄教誨に對する卓見なり。近來諸家の高説。續々として紙上に輩出するの勢あるにめで。禿筆ながらも如くハ物しつ。

通信

看守教習卒業

右者兼而教習中ノ處去ル十九日卒業試験ヲ執行セシ處何レモ及第ノモノニ付此廿四日教習課程卒業證書ヲ授與セリ

看守 小澤 重吉
看守 矢ヶ崎 定吉
看守 内藤 和平
看守 藤和 平治

假出獄

富山縣監獄署同盟學會
富山縣越中國婦負郡八尾町
大字小長谷村平民小間物商 長 治
茨木縣常陸國眞壁郡若柳村

任免

監守盜ノ科ニテ輕懲役七年 泉 良
監守盜ノ科ニヨリ輕重役七年 小 熊 豐 吉
右ノ者共各頭書ノ通行刑中ノ處獄則テ謹守シ改悛ノ狀相顯ハレ且各本刑々期モ四分ノ三ヲ經過セシヲ以今般其筋ノ允許ヲ受ケ去ル七日假出獄ノ恩典ヲ蒙ル

佐賀縣監獄署 松隈健二
看守 長 福 島 房 一

兼任佐賀縣監獄書記

兼監獄書記 福 島 房 一
給七級俸
警守課長 長 福 島 房 一
經理課長 ヲ命ス

或ハ感情ノ爲メニ制セラレ依怙偏頗ノ行ヒナキ能ハサルハ人類ノ常態ナリトス故ニ之レカ爲メニ大奸兇惡ノ徒ト雖モ巧ミニ辨疏スルモノハ法網ヲ潜リ或ハ却テ純良潔白ノ良民ニシテ不幸ニモ重キ刑罰ニ處セラレ長年月間囹圄ノ裡ニ吟呻スルモノナキニアラサルヘシ又一步ヲ進メテ論スレハ重罪ヲ犯セシモノニシテ輕刑ヲ受クルニ止マリ或ハ輕微ナル犯罪ノ爲メ刑律ノ重キニ過グルコトアルハ未ダ發達セサル刑法ノ弊竇ト云フモ敢テ認言ニアラサルヘシ斯ノ如クナレハ今日ヨリ舊則新律綱領實施ノ當時ヲ回顧スレハ夏尙ホ寒キヲ覺ヘ是レ等ノ法律ノ下ニ生息セル人民ノ不幸大ナリト謂ツヘシ然レモ幸ニシテ我明治政府ハ明治十三年ノ七月ニ至リ泰西文明ノ法理ニ則トリ刑法治罪法ヲ發布シ右等舊時ノ刑律ヲ改定セラレ吾人ニ一年有餘周知ノ時日ヲ與ヘ越テ十五年一月一日ヨリ實施セラレタルモノ則チ現行ノ刑法及刑事訴訟法ノ舊則治罪法是レナリ爾來吾人ノ權利益々鞏固ニシテ不辜冤ニ泣クノ徒ハ全ク地ヲ拂フニ至レリ是レ單ヘニ明治聖代ノ賜モノトシテ慶スルニ餘リアリト云フヘシ然レモ尙ホ立法者ハ刑罰ノ過嚴ナルヨリ重キニ失シ或ハ不幸ニ陷ルモノアラントチ豫想シ其

治罪法ニ於テ特赦ノ制度ヲ定メラレ裁判確定以後ト雖モ右等不幸ノ者ヲ救済スルノ道ヲ立テラレタリ而シテ特赦ノ許否ハ畏クモ至尊ノ直裁シ賜フコト、ナレリ實ニ聖恩ノ德澤ヲ吾人臣民ニ浴セシメタル、コト言フモ畏コキコト、云フヘシ加之ナラス近頃諸新聞ノ報スル所ニヨレハ我天皇陛下ノ至仁至聖ニ渡ラセラル、囚人ノコトニ至ル迄赦慮ヲ廻ラセラル先頃特赦ノ事ニ關シテ特ニ法制局長官ニ御内諭アラセラレタル由尙其御趣意ノアル所ヲ承ルニ明治ノ初年法律ノ不完全ニシテ刑ノ重キニ失シタルモノアリ又刑法治罪法ノ發布以前ハ新律綱領ニ因リテ裁判セシモノナルカ故ニ今日ヨリ之ヲ見レハ不都合ノ點少カラス因テ其當時ノ犯則者ヲ取調ヘテ現行ノ法律ニ照シ其罪ヲ糺シ不幸ノ囚人ヲシテ聖恩ニ浴セシメタリト御旨ニ出テタルモノナリ云々ト吾人此記事ヲ讀ンテ感泣措ク能ハス猥リニ通常一般ノ雜報トシテ雲烟過眼視シ讀過スルニ忍ヒス敢テ秃筆ヲ草シ一言以テ其局ニ當タラル、有司諸君ニ猛省ヲ請ハント欲ス开ハ他ニアラス抑モ特赦ハ現行刑事訴訟法第三百三十一條以下ノ規定ニ從ヒ刑ノ言渡チナシタル裁判所ノ檢事及ヒ監獄署長并

ニ司法大臣モ特赦ヲ申立ツレ職ノ權ヲ有スルモノナレハ是レ等當局者カ特赦ノ申立ヲ爲スニハ最も慎重ノ上ニモ慎重ヲ加ヘ右ノ御旨ニ基キ囚人ノ情狀ヲ詳悉審査シ造次ニモ頓沛ニモ聖恩ニ浴スルコトヲ得ヘキ者ヲシテ放免ニ失スルナク或ハ僥倖ニ刑罰ヲ通カレシムル等ノ虞レナカラシメラレシテ感泣流涙ノ餘リ蕪文ヲ草ス而シテ當時北海道始メ内地各集治監ニ拘束セラル、重罪囚殊ニ舊法懲役十年以上懲役終身刑ノ者ニシテ往々右等過嚴ノ刑罰ヲ受ケ不幸ニモ鐵窓ニ沈淪セルモノナキニアラサルヘシト察セラレ就中其罪質ハ最も竊盜再犯以上ノ者ニ多カルヘシ何トナレハ舊法ニ於テハ窃盜罪ハ其刑罰寧ろ嚴ニ失スルモノト云フヘシ再犯以上ハ懲役終身ニ處スヘキノ規定ナリシモ現行刑法ハ輕罪刑ニ過キスシテ再犯以上ノ者ト雖モ一等ヲ加重スルニ過キス隨テ新舊法ノ刑罰ハ權衡ヲ得サルコト甚シカルヘケレハナリ而シテ右等舊法ニ由テ處断セラレタル者ニシテ驕正遷善ノ結果良民ニ復歸セルモノモアルヘシ是等ハ最も御旨ノ御趣意ナルヘシ敢テ一例ヲ叙シテ當局者ノ參考ニ供スルコト爾カリ

監獄醫に就て

監獄醫たる者其妙手巧腕能ク病魔の依て來る所以を明かにし之を診斷快全ならしむるの職を帯ふるの勿論なりと雖も亦常に其目は監獄の全体に關する衛生事務に注がざる可らず普通の醫師ハ唯其病患を診察し之を快復するを以て足れりとするも既に此名譽ある監獄醫たる名稱を有したる官吏に在ては當に診察療法に巧妙なるのみならず衛生事務にも亦機敏ならざる可らず、然るに概して監獄醫ハ他の監獄官吏の熱心なる割合に不熱心なりとの公評あり予ハ其公評の當れりや否を知らず然れども借問す、幾多の監獄に於て囚人に給する所の食料、監房の模様、排泄物の裝置等に注意する者幾何かある、又夫の工場に在ては囚人に對する素品製品の關係、工場的位置、溝渠等に留心する者幾何かある、予ハ唯姑く茲に疑を存して當局者の意中に問ふべし、知らずや衛生の事務は多衆雜居の際に於て最も必要なるを、又知らずや病の起る所以必ずしも起るの日に起るに非ず依て兆す所ありと云ふの套語を、何人も知る一たび是等の事を想起せば衛生の忽語に付すべからざる予の辨を俟たざる所なり今ハ是れ彼の數年前に在て衛生の事務を庶務課に於て擔任するの時に非ず監獄醫の最も

得意とする技倆内に存するなり是に於てか監獄醫の
 猛省を促かさざる可らず監獄醫の衛生に不熱心なる
 之れを不問に付し去ても尙病者を粗忽に扱ひ調劑を
 誤り生くべきものを殺すに至ては予ハ大に其瀆職を
 責めざる可らず、予之を耳にす偶々診察を請ふ病囚
 あれば斯る些細の事を以て醫師を煩はすを責め執業
 の際誤て傷けたる者あれば休役若くハ輕役に付せら
 れんが爲め故意に傷けたる者と認め治療を施さざる
 のみならず屢々之を呵責するの跡ありと、是等ハ少
 くとも自己の職權を誤認せるものに非ずや、呵責可
 なり一時の懲戒可なり然れども其職務たる醫療を施
 さざるハ如何に囚人との云へ酷に失する者と謂はざ
 る可らず、醫ハ仁術なりとの金言ハ獄内に在ても極
 めて必要あり、予ハ尙之を見る久しく病床に臥した
 る囚人若くは急發性の囚人にして重病届の出づるな
 く單に死亡届のみ當局者に呈出する者屢々あるを、
 是れ豈に監獄醫たるもの疎漫の責ハ免るゝ能とざる
 べし而して是等の疎漫を責むれば口實として曰く彼
 等囚人は社會に在るの日の如何なる病氣と雖も恐ら
 く吾々の手を假ること能はざるなり今や監獄に在て
 些しだの病氣に罹れば直に吾々の診察を請ふ實に結

構ならずやと此言恐らくは公職を帯びたる者の口よ
 り出づるに非ずして餘人の想像なるべし苟くも監獄
 醫の職を奉ずる者なれば社會に於ける有様を比較し
 些細の病氣に罹りたりとて吾々の勞を執らしむるに
 及ばず杯と唱へ其職務を蔑にするものハあらざるべ
 し予ハ以上是等の事を指摘して刀圭の諸君を責むる
 は實に予の屑とせざる所然れども聊か諸君の責任に
 就て感ずる所あれば忍びざる所を忍んで之を言ふ蓋
 し諸君を思ふの情切なればなり至囑す、宏濶海量の
 諸君、希くハ其の巧手を以て監獄内幾多の不潔汚物
 を洗滌し其病患の在る所を診視治療せよ

●司獄

靜岡 一 法道 人

文明ノ進歩ニ隨ヒ事物ノ處理益緻密ヲ加ルハ自然ノ
 理勢ナリ而テ其處理ヲシテ鑿々適當ノ方法ヲ得敢テ
 過誤ナキヲ期スルハ有限的人智ノ到底企及スヘキニ
 非ス何トナレハ吾人ノ能力ハ或程度マテ自然ノ發達
 フ見ルモ千緒萬態復雜混沌タル社會ノ現象ニ對シ悉
 ク適應ノ判斷ヲ與フルト能ハサレハナリ而テ特リ之
 フ能シシムルモノ學理ノ應用ニ在ル耳換言スレハ文
 明社會ノ事物ハ天稟ノ才能而已ニ倚リ之ヲ處理スル

ヲ許サス關係的ニ或方法ヲ利用シテ始テ能ク適當ニ
 處理スルヲ得ルナリ紛紛タル萬象焉ア有限ノ智覺而
 已ヲ以テ之ヲ處理スルヲ得ンヤ監獄事業ノ運行亦當
 サニ此理ヲ離レサルベシ矣近來監獄事業ノ進歩ハ大
 ニ其績ヲ顯ハシ亦昔日ノ比ニ非スト雖モ吾輩ノ聊カ
 遺憾トスル所アリ何ソヤ當局中ノ或觀念是ナリ何オ
 カ當局者ノ觀念ト云フ曰司獄ハ實際家ニ非レハ能ハ
 ス漫ニ此以外ノモノヲシテ遽カニ當ラシム可ラス
 ト蓋シ司獄ハ特異ニシテ普通一般ノ行政ト其軌ヲ異
 ニシ單純ナル理論ヲ以テ直ニ之ヲ應用スヘカラズ所
 謂積年ノ實際ヨリ得タル實際談ニ由リ之ヲ處理スル
 耳故ニ其局ニ當ルモノモ須ク實地ニ踏踐シ事實ニ得
 タル能力アルモニ非レハ司獄吏タルヲ得ストノ意
 ナラン事物ノ經驗ヲ重ンスルノ點ヨリ觀レハ固ヨリ
 然リ然レ之ヲ以テ司獄吏唯一ノ資格トナスハ誤謬
 モ亦甚シト云ハサルヲ得ス抑モ如何ナル事業ヲ問ハ
 ス苟モ其責任ヲ負ヒ適當ナル結果ヲ收メント欲セハ
 相當ノ經驗ヲ要スルヤ論ヲ俟タズ生理解剖ノ學理ヲ
 攻修シ敢テ遺憾ナシトスルモ未以テ良醫トナスニ足
 ラス天文地理氣象ノ諸學ヲ修ムルモ遽カニ適當ノ航
 海師タルヲ得サルベク法律經濟ノ學ヲ修メ文學ノ蘊

奧ヲ攻ルモ直ニ以テ善長ノ政治家タル名ヲ博スルヲ
 得ズ其良醫タリ航海師タリ政治家タルニハ相當ノ經
 驗ニ據ラサレハ適當ノ名譽ヲ得ル能ハサルハ一般ノ
 通理ナリ豈司獄ニ限り特ニ經驗ハ必要ナリト呼號ス
 ルヲ得ン之ヲ呼號スルハ乃チ經驗而已ニ倚據シテ學
 理ヲ疎外スル端緒ニ非ルナキヲ得ンヤ
 事物ノ經驗ハ萬有ノ通理ニシテ而テ特リ司獄ニ過重
 スルヲ得サルハ上來陳述スル所ノ如シ雖然經驗ノ一
 事ハ直ニ以テ事業運行ノ特質ナリト云ヲ得ズ何トナ
 レハ經驗ハ事實ノ試驗ニシテ而テ事實ノ試驗ハ一定
 ノ理論ヲ須クサレハ就シ能ハサルナリ之ヲ換言スレ
 ハ經驗ハ事實ノ施爲ニ缺クヘカラサル要件ナルモ經
 驗アレハ他ニ何等ノ條件ヲ要セズト云フハ不可ナリ
 蓋經驗ハ術ナリ術トハ手段的ノ方法ニ過キズ手段的
 ノ方法豈能萬有ノ事緒ニ適應セシムルヲ得ン見ヨ醫
 ノ如何ニ經驗ヲ積ムモ生理解剖ノ理論ニ精シカラサ
 レハ其術ヤ適正ナラズ天文地理氣象ノ諸學ヲ辨セス
 シテ茫漫無涯ノ大洋ヲ跋涉セントスル船長ニ向テ果
 テ吾人ノ生命ヲ托スルニ足ルカ法理經濟文學ノ精通
 ヲ得サル政治家果テ能ク社會ノ大勢ヲ達觀シテ國家
 ノ昌運ト個人ノ幸福ヲ完フスルヲ得ヘキカ其否智者

チ俟テ后ニ之ヲ知ラサルナリ然則事業ノ運行ハ一定ノ理論ヲ須マサレハ其適正ヲ得サルヤ甚明ナリ惟夫經驗ハ此理論應用ノ手段ノ必要ナル耳故ニ經驗ハ理論ノ從ニシテ主ナラズ理論反テ源泉ニシテ經驗ハ其末流タルヤ知ルヘキナリ彼ノ所謂當局ノ觀念ハ果テ能ク此順序ヲ踐ミ以テ或手段ノ主唱セントスルモノナルカ吾輩竊カニ其意ヲ察スルニ或ハ之ニ反對スル事述アルチ如何セン何トナレハ實際家ニ非レハ其局ニ當ルチ得スト言ヒ而テ其實際家トハ彼ノ生理解剖ノ理ヲ知ラサルモ治療ノ術ニ經驗アレハ良醫タルチ得ヘシト云ヘルカ如キ意味ヲ以テ之ヲ觀ント欲スルモノナレハナリ是豈主從本末ヲ顛倒シ大局ノ明ヲ失シタルモノニ非スシテ何ソヤ其本末ヲ顛倒スル尙可ナリ之カ爲メ司獄ノ本相ヲ誤リ國家カ需求スル適當ノ行刑ヲシテ遂ニ空乏ニ皈セシメントスルチ奈何假如經驗ノ一事以テ能ク事實ノ運行ヲ便セシムト雖モ其當否ヲ判斷シ的中政確ノ結果ヲ收メントスルニ方リテハ之ヲ理論ニ訴テ裁斷スルヲ得ルモ之ヲ經驗ニ求ムヘカラス今ヤ文明ノ結果トシテ憲章明精上ハ國家ノ鞏固ヲ認ルト同時ニ私人ノ權利ヲ確保シ致テ寸毫ノ瑕疵ナキヲ期ス而テ其間ニ存スル所ノ條

知ルニ止リ其刑罰ハ如何ナルモノヲ可トスルヤ若クハ如何ナル票準ニ由リ之ヲ分配スルヤ等ヲ專攻シ以テ法理ノ範圍ニ限局スルヲ要セサルナリ要之所謂當局者ノ觀念ナル經驗ハ固ヨリ必要ナリトスルモ之ヲ以テ司獄官唯一ノ資格ナリト限定スルヲ得サルナリ吾輩ハ寧ロ理論ヲ主トシテ之ヲ應用スル經驗ヲ從トセント欲スルナリ故ニ其人ヲ採ルノ法モ亦此票準ヲ以テセサルヘカラズ論者ノ觀念ハ正ニ此ニ反對スルモノアルチ以テ聊カ上來ノ卑見ヲ陳セサルヲ得サルノ不得止ニ至レリ嗚呼二十世紀ノ文明ハ太古ノ原始社會ニ異レリ豈單ニ經驗而已ニ放委シテ可ナランヤ

●政府猛斷ヲ促ス 探美學人

議者常ニ稱ス世人一般監獄事業ニ冷淡ナリト或ハ然ラシク乍然國家ノ思想ノ普及セサルノ時ニ於テ獎勵討究ノ機關備ラサルノ今日ニ於テ徒ニ彼等カ冷淡チノミ是レ嘆スルハ誠ニ識者ノ爲ニアラサルナリ故ニ有志者ハ監獄ノ條理ト狀勢トヲ世人ニ鼓吹スルト同時ニ就中當局者ハ許ス限ノ範圍ニ於テ大ニ發達進歩ノ道ヲ講セサルヘカラス願フニ我國監獄ノ業タル當局者ノ手ニ頼リ漸ク幽冥ヨリ改良ノ端緒ニ導カレ將ニ

理ハ凡テ之ヲ表明シテ各種ノ法律ト爲リ以テ適當ニ之カ施行ヲ期セントス其責任ニ當ルモノ吾人ニ非スシテ誰ゾ抑モ司獄ハ罪犯ノ拘禁ヲ主トスト雖モ而モ國家カ罪犯ヲ糾彈シテ監獄ニ之ヲ懲息スルニハ諸種ノ段階ヲ經サルヘカラス則チ警察行爲ヲ以テ未萌ニ犯罪ヲ防キ(一)此防禦ノ目的ヲ達セスシテ遂ニ法律ニ觸ル、キハ裁判ノ斷定ニ委シテ適當ノ制裁ヲ附ス(二)此制裁ハ乃チ監獄ノ職任トシテ實行スルモノナリ(三)故ニ監獄カ之ヲ實行スルニ方テハ須ク此制裁ヲ生セシメタル各種ノ段階ニ屬スル關係ヲ講究シ而後能監獄ノ職任ヲ全フスヘキナリ蓋シ如何ナル事物ト雖モ其根基ヲ知スシテ結果而已ニ由リ之ヲ斷定スルハ往々其當チ愆ルハ一般ノ通理ナレハ監獄ニ屬スル結果タル制裁ハ須ク警察裁判ニ屬スル段階ノ關係ヲ知悉スルチ以テ其順序トス而テ其根基ヲ知ルハ如何乃國家カ唯一ノ票準トスル法律ノ大要ヲ知ルニ在リ吾輩カ經驗而已ニ倚賴セズ進ンテ監獄事業運行ニ必要ナル一般ノ理論ヲ尊重スル實ニ此ニ存ス而テ其所謂法律ノ大要トハ敢テ之ヲ專攻セヨト云フニ非ス唯各事ノ概要ヲ講究シ其概念ヲ收得スルニ在ル耳假令ハ國家カ刑罰ヲ科スルハ其理何ニ基クヤノ概念ヲ

大ニ見ルヘキアラントシテ挫折シ歩武一止所謂跡戻リノ悲運ニ際ス於是乎政府ハ大革新ノ必要ヲ認メ釋獄費國庫支辨法案ヲ提出シ再度議會ノ非認スル所トナレリ然レトモコノ非認ヤ政策上ノ犧牲ニ供セラレタルモノニシテ決ノ事業ヲ否定シタルモノニアラサルヤ明ナリ左レハ今ノ時ニ於テ斯道ニ施スノ策如何左ノ諸項ニ就テ之ヲ政府ニ請ハシ

第一司獄ノ官地歩ヲ高ムル 凡監獄ノ事業ヲ改良セント欲セハ法規修正スヘク組織モ變更スヘシ然レモ尙多クノ必要ヲ感スルモノハ腦髓ノ改良ナリ適切ニ言ハ、司獄官吏ヲ精選スルニアリトス刑法ノ美モ獄制ノ不備ニ死ス、獄制如何ニ整成スルモ人其人ニアラスンハ焉ソ刑罰執行ノ神ニ到ルヲ得ンヤ茲ニ警察ト監獄トニ就キ少シク陳辨スル所アラシクニ一ハ事前ニ害惡ヲ防遏シ他ハ事後ノ事務ニ屬スト雖モ何レモ國家人民生存ヲ保持スル重要ナル機關ニ決ノ輕重アルヘカラス從テ國ノ兩者ヲ遇スル必ス公平貫通ナラサルヘカラス然ルニ之ヲ實際ニ徵スル果ノ如何勿論警察ノ事タル常ニ社會ニ密接シ其耳目ヲ引ク著シルシキチ以テ改良進歩ノ速カナルハ自然ノ勢ナリ本邦警察事業ノ如キ亦

大ニ發達セルハ世人ノ認了スル所ナリ夫レ我監獄ノ事業ヲ以テ彼ニ比ス其成績如何曰一着ヲ輪サ、ルヲ得ス人物ヲ以テ彼ニ較ス猶且然リト言ハサルヲ得ヌ如是所以ノ者ハ他ナシ事業ノ性質改良着手ノ前後或ハ社會ノ之ヲ看ル重カラサル等因由許多ナリト雖政府ニ於テ比較的ニ優待ノ途ヲ得サリシコトハ最大ナル因由ヲラスンハアラス監獄事業ハ消極的事業ナリ消極的事業ハ盛ニ獎勵スルニアラズンニハ發達常ニ遅々タルハ類例判明ノヲナリトス實ニ今日ニ於テ真正ニ監獄改良ヲ唱導スル者ハ晨星落落々稀ニ見ル所ナリ去レハ監獄事業タル斯道ニ熱心ナル輩カ進テ從事スルヲ望ムノ時ニアラスシテ政府宜シク熱心ニ之ヲ待ツヘキノ時ナルヲ思ハ、監獄改良ニ銳意ナル我政府ハ宜シク此際ニ及テ司獄官ノ地位ヲ高メ且性質上輕重アルヘカラサル警獄兩官ヲ對等ナラシメ典獄ト警部長、看守長書記ト警部、看守ト巡查ト可成如斯標準ヲ以テ常ニ權衡ヲ失セサル様任命センカ有爲ノ士ハ漸ク獄務ニ從事スヘク從來ノ吏員ノ益々發奮精研ナルニ至ルヘシ斯クテ當局吏員ノ腦髓ハ改良セラレ自重自信ノ念ハ起リ茲ニ初メテ刑罰執行ノ眞果ヲ得ルニ庶幾カラシム

監獄彙報

●ガゼット記者の妄辨 横濱 長谷川泰
 余九月廿六日發覺のガゼット新聞を閱す紙上載せテツヨリエンベルの病氣と題する一項あり蓋し本牧謀殺事件の被告人シヨリエンベル及びパツター女が密室監禁中リエウマチス病を患ひ爲に監禁を解放せられたりとの説を内國新聞より傳載せるものなり而テ未だ處刑せられざる此の囚人二名にて收監せらるる戸部監獄の摸樣ハ實際如何なる哉知るに由なしと誰とも在狀未だ幾日ならざるにシヨリエンベル迄重症のリユウマチス病に罹りたりとせば戸部監獄ハ健全なる場所に非ざるもの、如し云々と余ハ曩きに國事に關し嫌疑せらるゝあつて以テ永く該獄に監留せられしを以て免く獄内の實情に通ずるも決して健全なる場所に非ずと思惟す可きにあらず只だ嚴格なる規律の吾人が最愛なる自由を強奪するあるのみ衛生等の有様に至つてハ注意周到間然する所なく遙に世人の意想外に存するものなり夫のシヨリエンベルが彼自身の良心に刺撃せられ憂悶の餘りに發したる疾病を以て直ちに戸部監獄の不健全を推測するの聊か記者の過言と云ハざる可らざるに似たり記者猶語を繼て曰く
 シヨリエンベル並にパツター女ハ如何なる理由にて密室に監禁せられたるものにや説明を要しただきもなきに此兩人未だ處刑せられたるものにあらず處刑せられたる處でなく于今審問たも受けたると

第二看守教習生ヲ募集スル 余輩ハ監獄ノ改良ヲ論スル先ツ腦髓ノ改良ヲ主張スル者ナリ故ニ司獄官ノ養成ヲ唱フル者ナリ然レモ之ヲ一般ノ司獄官ニ施サンハ今日ノ事情許サ、ル所アルヲ以テ先ツ看守ヲ養成スルヲ以テ最モ必要ナルコトナリト信ス夫レ監獄ハ紀律ノ府ナリ峻嚴ナラサルヘカラス敏活ナラサルヘカラス現時看守志望スルモノ並ニ現任ノ輩ニテ教育アリ且能ク此紀律ニ從フモノアル乎前者ニ於テハ余輩信セント欲テ信スル能ハス後者ノ如キモ其人ヲ得タリト謂フニ至テハ決メ首肯スヘカラサルナリ而シテ此輩ヲシテ遇囚戒護ノ重務ヲ荷ハシム如何ニ賢明英察ノ典獄アルモ果メ執行ノ目的ヲ達スルヲ得ルカ勿論各府縣ニ於テ多少教習ノ方法設ケナキニ非スト雖モ何レモ勤務ノ看守ヲ時間外ニ教授スルコトニテ其方法ノ如キ完備セリト言フヘカラス是ヲ以テ政府ハ教養ノ主義ヲ擴張シ一般ニ教習所ヲ設ケ教習生ヲ募集シ大ニ適格ノ看守ヲ出スコトニ計策スヘシ蓋シ事ノ茲ニ出ツルハ頗緊切ノ業ニシテ又政府ノ吝ナラサルヲ知ル事ニ教養其途ヲ得バ改良ノ大部ハ成就シタルモノト謂フヘキナリ (以下次號)

あし目下ハ只だ豫審中なり同人等ハ獄中に在つて不行狀の下にてもありたり乎若し之れなしとせば向は其の無罪なるを証明するを得べき囚人にて豫審判事等の見込に據り數週間否な數月間密室監禁に處して可なる哉云々
 嗚呼之れ犯人の憂のみ何ぞ妄言の甚だしきも抑も密室監禁とは豫審判事か豫審中事實發見の爲め必要にして拘留するべき被告の別室に獨居せしめ以て外人と交通するを禁ずる處分なるとは吾が法律の明かに規定する處にして而して此目的たるや被告が外人に通謀し其罪跡を蔽はんが爲め證據の湮滅を謀り偽證を豫備し若くは脱監逃走を企圖するが如き惡弊を防止するに依つて記者が稱ふる如く決して監中の不行狀に依つて結果せる罰法に非ざるや明かなり然れども此の處置たるや社交性人類をして身体の自由を喪失せしめ加ふるに外人との交通を遮斷せらるゝの處置たるを以て嚴ハ即ち嚴なり酷ハ即ち酷なり云ハざる可らず斯く論じ來らば記者或ハ難せん後日無罪たるやも知るべからざる被告人に對し此の嚴酷なる處置を施すは之れ不法の制度たるを免かれずと然れども事實發見の爲め必要なる場合に於て此處分を行ふに毫も不法と云ふ可きにあらず若し之れに於て不法と云ハハ未決拘留も亦た之れ不若し之見に必要なるが故敢て不法の處分非ずと云ハハ密室監禁も亦た不法の處分と云ふ可らざるなり記者が監禁の期限に付て數週間否な數月間監禁せらるゝが如く思惟し又監禁中審問なき云々記者よ如きに至ては笑ふべきの極と云はざる可らず記者が如事訴訟法ハ明かに此の事を規定して豫審判事が怠慢

